

# 個人生活におけるリスクマネジメント

—死亡・傷病のリスクを中心として—

A-11 木村 紀遵

# 目 次

## 第1章 始めるにあたって

### 第1節 研究背景及び目的

- (1) 増大するリスク、「不安の時代に」
- (2) これまで
- (3) 雇用不安
- (4) 金融の自由化
- (5) もはや国や企業には頼れない—年金・医療への不安
  - ①年金に老後の安心は託せない—何とか食べていいけるだけの年金に
    - (i) 公的年金制度
    - (ii) 企業年金制度
  - ②医療財政の悪化—自己負担増は避けられない
- (6) 自分で生涯設計を計画せねばならない時代に
- (7) 「個人の生活」に存在する様々な経済的リスク

### 第2節 リスクに対する考え方

- (1) リスクを消滅させることはできないが、合理的に対処することは可能
- (2) 「安心・安定・安全」とは、リスクに対する備えができていること

## 第2章 ケーススタディ

### 第1節 はじめに

- (1) 日本の保険事情—世界一の保険大国
- (2) 保険はどのような場合に活用するのか
- (3) 代表的な生命保険

### 第2節 20代から30代の独身会社員の場合

- (1) 死亡保障は不要
- (2) 個人年金は時期尚早
- (3) 変額個人年金保険について
- (4) 養老保険も不要
- (5) 医療保障について

### 第3節 30代会社員—共働き、子供なしの場合

### 第4節 40代会社員—専業主婦の妻と子2人の場合

### 第5節 木村家の場合

- (1) 家族構成
- (2) 家計収入
- (3) 家計支出

- (4) 変動率
- (5) その他の情報・前提条件
- (6) 生涯収支表—問題点とその対策
- (7) 生涯収支表《改善後》
- (8) 必要保障額推移表—問題点とその対策
  - ①死亡保障について
  - ②医療保障について
  - ③見直し後の保険
- (9) 必要保障額推移表《改善後》
- (10) 終身保険について

#### 第6節 40代自営業者—専業主婦の妻、子供3人の場合

- (1) このケースの場合
- (2) 所得補償保険について

### 第3章 おわりに

#### 第1節 今後の課題

- (1) 社会保障制度は本来どうあるべきか
- (2) 「長生きするリスク」について

#### 第2節 謝辞

### 第4章 添付資料（省略）

### 第5章 文献一覧

## 第1章 始めるにあたって

### 第1節 研究背景及び目的

#### (1) 増大する生活リスク、「不安の時代」に

先の見えない経済不況、少子・高齢化の進展による医療・年金の将来への不安、終身雇用崩壊による雇用不安、金融ビッグ・バン……。21世紀を迎える私たちを取り巻く環境は刻々と変化し、個人の負うリスクが増大している。

内閣府の「国民生活に関する世論調査」(1999年12月調査)によると「日常生活に不安を感じている人」は62.4%と、1958年の調査開始以来、最高となった。

ますます激動する日本経済の中で、個々人が自己防衛を図り、かつ安定した生活を確保していくことは、以前よりずっと困難になっている。

#### (2) これまで

人生には様々なリスクがあるが、つい最近まで、我々はそのことに気づかずに生活してきた。いや、気づかずに生活できたというべきであろう。

戦後の高度成長期からこれまで、公務員や会社員は定年まで勤めあげれば、老後のことをはじめ、病気やけが、死んだときのことなどをあまり心配する必要はなかった。国や企業が、必要な保障や福利厚生を提供してくれていたからである。

退職金、企業年金などの企業福祉によって、就職から退職後まで企業が面倒をみてくれていた。わざわざ自分自身で在職中および退職後の生活を計画せずとも、企業が用意してくれた仕組みを利用してゆけば、生活にあまり不安はなかったのである。

終身雇用、年功序列型賃金といったなかで、50歳まで年収は増え、それ以降は、さほど増えはしないけれども60歳まできちんと収入が確保され、60歳になれば退職金が入り、企業年金が支給された。(厚生労働省「賃金労働時間制度等総合調査」によると、退職金額は大学卒では退職一時金のみでは1818万円、退職年金制度のみでは2716万円、両制度の併用では2912万円となっている／いずれも平成9年度)さらに、国からも公的年金や社会保障制度によって十分な給付・保障を受けることができた。

#### (3) 雇用不安

ところが、長引く不況とあいまって、高齢化の急速な進展、経済の構造的な低成長といった状況の中で、これまでのようにはいかなくなってきた。

会社は年功序列から実力主義に変わり始め、終身雇用が崩れてリストラが始まった。右肩上がりだった賃金は、横這いからややもすると下降し、ボーナスカット、給与カットというかつてない厳しい状況に追い込まれる職場も多くなってきた。

#### (4) 金融の自由化

金融システムの面では、従来、銀行や保険会社は破綻しないことになっており、仮に破綻しても預貯金は全額保護されることになっていた。

また、金融機関は全て横並びで、金利や特典などにほとんど差が無く、お金はどこに預けても同じ、ローンはどこで借りても同じで、どこに預けようかと悩む必要はなかった。

ところが、金融機関も、金融改革、通称「ビッグ・バン」<sup>(1)</sup>により競争時代に突入し、現在、合併・破綻など淘汰の波にさらされている。

そういう状況の中で、今まで全額保護されてきた定期性預金(定期預金など)及び流動性預金(普通預金など)が、前者は2002年度4月、後者は2003年4月から、合算して元本

1000万円とその利子までしか保護されなくなる。

さらに、従来とは比較にならないほどの非常に多種多様な金融商品が現れ、選択肢が増えた反面、個々人に適した金融商品を選択することがますます困難になっている。そして、選び方次第で大きな差が出でくるようにもなってきた。

#### (5) もはや国や企業には頼れない一年金・医療への不安

我が国の少子・高齢化の進展は世界に例を見ないほど早く<sup>(2)</sup>、公的年金や健康保険といった国の社会保障制度や、それを補完してきた企業の福利厚生制度にも軋みが生じている。

##### ①年金に老後の安心は託せない——「何とか食べていけるだけの年金」へ

もはや公的年金にも企業年金にも老後の安心は託すことはできない。老後は公的年金と退職金、企業年金で「老後は悠々自適」と信じられた時代はすでに過去の話であり、もはや幻想でしかない。何も準備せずに老後生活に突入すれば悠々自適の生活はおろか、日々の生活すらままならない状況が待ちかまえているであろう。

###### ①-1 公的年金制度

それは、老後の生活費の基本である公的年金制度が徐々に、しかも確実に崩れてきているからである<sup>(3)</sup>。

平成10年度現在、総務庁の全国家計調査による高齢者全世帯の月間消費支出は約28万円であり、生命保険文化センターの調査による豊かな老後生活必要資金は38.3万円となっているが、公的年金の全国の平均年金額は22.4万円（基礎年金48,902円+厚生年金175,646円=224,548円／社会保険庁ホームページ）でしかない。

このように現在でも十分とは言えない状況にあるにもかかわらず、公的年金制度が「賦課方式」を探っている以上、少子・高齢化で受給世代の人数が増加し、現役世代の人数が減少してゆくなか、年金保険料の引き上げとともに、さらなる年金支給額の切り下げは避けられなくなっている<sup>(4)</sup>。

実際、年金制度は5年に一度大改正をすることになっているが、そのたびに支給の切り下げが行われてきた。

例えば、1994年の改正では、「特別支給の老齢厚生年金」の「定額部分」の支給開始年齢が段階的に引き上げられることになったが、これにより昭和24年4月2日以降に生まれた男性、つまり現在52歳以下の男性は、単純計算で年間約80万円、5年間で4000万円もの年金が削減されることになった。

2000年度の改正（本来は1999年であるが、年金改正法案の国会提出が大きく遅れたため2000年の通常国会で継続審議されることになった）では、「特別支給の老齢厚生年金」の「報酬比例部分」についても支給開始年齢が段階的に引き上げられることになり、昭和36年4月2日以降生まれの男性、つまり現在40歳以下の男性は、65歳になるまで全く公的年金が支給されなくなった。これにより、例えば35年加入の平均標準報酬月額30万円の人は、5年間で825万円、扶養している65歳以下の妻がいる場合は約1025万円もの年金が削減されることになる。

60歳で定年を迎え、万が一その後仕事がなければ、5年間貯蓄を取り崩して生活をしなければならない。仮に年間300万円の生活費にかかっていたとしたら、老後生活の最初の5年間であつという間に1500万円の資産が吹き飛ぶ計算である。

また、支給開始が遅くなるばかりでなく、受け取る年金額も引き下げられることになり、「報酬比例部分」の支給額が5%（上記の人の場合、年額4万7250円）削減された。

さらに、これまで年金の実質価値を支えていた「物価スライド」と「賃金スライド」のうち、「賃金スライド」が凍結されることになった。

このように、今後もさらに年金支給額は引き下げられると予測され、現在 40 代以下の世代は、これまでのよう国や企業に依存したままではゆとりある老後生活を送ることなどとても無理で、それどころか、日々の生活さえままならない状況も覚悟しておかなければならないだろう。

### ①－2 企業年金制度

一方、国の公的年金を補完する制度として期待されてきた企業年金制度も、90 年代以降の金利低下と国のゼロ金利政策の影響を受け、制度として立ち行かない状況にあり、制度を廃止する企業が後を絶たないなど、企業に老後生活資金を頼ることもますます困難な情勢になってきている<sup>(5)</sup>。

このように運用難に陥る制度や基金が続出している中、2001 年度から国際会計基準が導入され、企業に退職給付債務の開示が求められている。しかし、99 年度現在、東証 1 部上場企業だけでも積立不足は約 80 兆円規模に達するといわれており、この多額の積立不足が明らかになると株価の下落や格付けの引き下げが起こり、市場での資金調達コストが上昇するなど、企業の収益や財務内容は大きく揺さぶられる。そのため、各企業は早急に対応・処理に追われているが、その一環として現在、「確定拠出型」の企業年金の導入を検討している（なお、「確定拠出年金法」および「確定給付企業年金法」は既に 2001 年 6 月 22 日に成立しており、10 月 1 日から施行される予定である）。

これは、企業が一定の掛け金を拠出し、それを原則として個人が自己責任で運用し、給付額はその運用実績によって変わるというもので、これまで企業が自らリスクを負って運用していた年金原資を、従業員個人任せに、すなわち、企業が負っていたリスクを個人に負わせる制度である。積立不足に悩む企業にとっては一定額を拠出するだけでよく、好都合な制度であろう。

もちろん、運用で得られる利子や配当は全て非課税である、掛け金の拠出時（個人型の場合）や年金の受給時に所得控除が受けられる、運用資金を個人別に管理する個人勘定で年金が運用されるようになるため、転職しても年金原資を持ち運ぶことができる（ポータビリティがある）等、従業員にもメリットがあるといわれている。しかし、個人勘定で運用するには当然コストかかり、ファンドを実際に運用するにもコストもかかる。こうした様々なコストを全て掛け金の中で負担していくわけであるが、これらのコストだけでも年 3 %ほどかかるのではないかという話もある。そうすると、安定型の運用ファンドを選び、平均利回りが 2 %程度であれば、積み立てたお金が全く増えないことにもなりかねない。

これまで「確定給付型」の企業年金は年 5.5%（厚生年金基金／97 年度まで）という高い予定利率を約束して支払われていたわけであるから、従業員がそれ以上の運用成果が得られなければ、企業年金が減額されるに等しい。さらに、企業が用意したファンドの中から自分で選ぶ制度なので、企業が用意したファンドの質が悪ければ、その影響を受けるのは従業員である。

### ②医療財政の悪化—自己負担増は避けられない

そして医療の面でも、老人保健拠出金が増加する一方で、企業の倒産や賃金の伸び悩みといった影響で保険収入は減少し、1999 年度決算で組合管掌健康保険では年間 2033 億円の赤字（約 1800 ある組合管掌健康保険のうち 69.8%が赤字）で、解散する組合が多くなっている。

組合管掌健康保険が解散するということは、政府管掌健康保険に移行するということだが、政府管掌健康保険には、通常、附加給付がなく、医療費が高額となつても高額療養費の範囲でしか給付されない。また、これまで企業独自で支給されていた出産時や傷病時の見舞金なども受けられなくなる。しかも、政府管掌健康保険は、組合管掌健康保険に比べて被保険者負担分の保険料率が一般的に高く、従業員の負担分は増加する恐れさえある。（組合管掌健康保険：3.6555%（全平均）／政府管掌健康保険：4.25%）

そしてその政府管掌健康保険についても実質的な赤字が連続しており、1999年度の赤字額は3163億円にのぼり、2002年度中に積立金が枯渇するのは避けられなくなっている。厚生労働省の試算では、2003年には、7600億円の赤字額になり、赤字の穴埋めに取り崩してきた事業運営資金も底をついて、9900億円が不足すると言われている。

また、国民健康保険についても1190億円の赤字（1999年度決算／一般会計からの赤字補填がなければその額は3220億円）であり、各保険社の財政状況は極めて厳しいものとなっている。

このため、2001年9月に発表された2002年度医療制度改革では、医療保険財政の悪化を食い止めるため、現役世代、高齢者ともに自己負担増を求める方針となっている。

具体的な主要検討項目は以下の通りである。

#### 高齢者の負担

- ・高齢者医療の対象年齢を現在の70歳から75歳に段階に引き上げる
- ・医療機関窓口での負担を1割に統一し、1ヶ月の負担上限を引き上げる（現在は月3000円程度から5000円が上限）
- ・一定以上の経済力を持つ高齢者には現役世代並の自己負担を求める

#### 現役世代の負担

- ・組合管掌健康保険／政府管掌健康保険加入者本人の外来窓口負担を2割から3割に引き上げる（これによって両健康保険合わせて4000億円程度財政が改善できる見通し）
- ・2003年度から政府管掌健康保険の保険料徴収にボーナスも含めた年収全体に保険料率を掛ける総報酬制を導入（保険料負担が事実上増大）

#### （6）自分で生涯設計を計画せねばならない時代に

このような社会状況の中で、生活を送り、また老後を迎えるにあたって、我々は以前よりもずっと「自助努力」を求められる。老後の生活資金や医療費などは、国や企業からの保障だけでは不十分であり、足りない分は自分で準備しなければならない。

我々の課題は「公的保障」と「自助努力」を適切に組み合わせることである。公的保障には依存できないと述べたが、それは従来のように全面的に公的保障に依存したままで生活に存在する様々な経済的リスクに到底対処することができない、という意味であり、公的保障が一切頼りにならないということではない。逆によほどの収入もしくは資産がない限り、自助努力だけでは到底生活に存在する様々な経済的リスクに対処できない。

「公的保障」と「自助努力」を適切に組み合わせる必要があるというのは、公的保障が手薄になっていく分、自助努力が一層必要になってくる、という意味である。

公的保障とは、国の年金制度や健康保険、介護保険、それから雇用保険や労災保険、企業からの死亡退職金や弔慰金、企業年金などのことである。自助努力の手段には、民間の生命保険や損害保険、金融商品、各種特典のある制度等がある。

現在、公的保障があてにならないと嘆く、あるいは不安に感じている人は多い<sup>(6)</sup>が、大部分の人は、だからといって具体的に行動をするわけでもなく、また、公的保障制度を正確に理解しているわけでもなく、随分心許ないものである。

しかし、適切なリスクマネジメントを行うためには、①今後どのように移行するかも含めて公的保障制度を知ること、②自助努力にはどのような手段があるかを知ること——この二つが欠かせない。これを欠くと、不必要的保険に無駄な保険料を払ったり、必要以上にがむしやらに貯蓄したりする等、過不足が生じてしまう。

#### (7) 「個人の生活」に存在する様々な経済的リスク

我々は様々なリスクと隣り合って生活している。リスクとは、「できることなら避けたいが、完全に避けることは不可能で、その時期やそれによって被る経済的損害が正確には予測できない出来事」という意味である。こうした出来事に遭遇すると、大きな精神的・肉体的ダメージを受ける。

本研究では、経済的な面だけに着目するが、経済的リスクには、

- ・病気や怪我をするリスク
- ・障害者となるリスク
- ・早期に死亡するリスク
- ・長生きするリスク
- ・財産が損害を受けるリスク
- ・他人に損害を与えるリスク
- ・介護が必要になるリスク
- ・失業するリスク

等があり、我々は、多かれ少なかれ、それらに対する不安を抱いている。「このまま年をとっても、ちゃんと生活に必要な蓄えができるだろうか」とか、「もし自分が明日死んだら、残された家族は路頭に迷わずに生きていけるのだろうか」といった不安である。

### 第2節 リスクに対する考え方

#### (1) リスクを消滅させることはできないが、合理的に対処することは可能

実は、今後どのように移行するかも含めて公的保障制度を知り、きちんと自助努力を行うことで、この不安の経済的な面は大部分解消できるのである。この不安は、財産の寡多に関わらず正確な知識を持ち、適切な手段をとることによって対応できる。そうすることで、無駄な保険料を払うことや、必要以上にがむしやらに貯蓄することからも解放されるのである。

#### (2) 「安心・安寧・安全」ということは、言い換えれば「(様々な) リスクに対する備えができていること」

以上を踏まえ、本研究では、「個人の生活」に存在する様々なリスクのうち、死亡・傷病のリスクを対象とし、それに適切に対処するための具体的手段を明らかにすることを目的とした。

## 第2章 ケーススタディ

この章では、まず、はじめに日本の保険事情や保険に対する考え方について言及した後、

年代や職業、家族構成の異なる各々のケースで、死亡や病気・けがのリスクに対する基本的な考え方を述べる。その際、あくまで各々の考え方、価値観によって最も良い方法は異なるであろうが、本章では、個人的に最も合理的であろうと思われる考え方を展開したつもりである。

なお、各ケースで支給される遺族年金を算出しているが、これは現行制度での値であり、20年後、30年後に収入や家族構成が同じであっても同程度の額が支給されるとは限らない。1割から2割程度低く見積もっておくのが妥当であると考える。

第5節の「生涯収支表」および「必要保障額推移表」では、老齢給付・遺族給付について、現行制度より1.5割低い額を用いた。

## 第1節 はじめに

### (1) 日本の保険事情—世界一の保険大国

(財)生命保険文化センターの調査によると、平成12年度の日本での生命保険の世帯加入率は、91.8%になっており、年間保険料は1世帯平均で、61.0万円となっている。

また、平成8年の世界各国の収入保険料状況を見ても、日本は世界シェアの実に34%を占め、世界第1位となっており、人口が2倍以上のアメリカ合衆国の23.94%よりも10%以上多くなっている。

こうした数字をみると、日本人は保険が好きだといえるだろう。20代で約8割の人が、30代から60代前半では、9割を超える人が生命保険に加入している(「平成12年度・生命保険に関する全国実態調査」(財)生命保険文化センター)。

しかし、はたしてどれだけの人が本当に必要な保障額を計算・分析した上で生命保険に加入しているだろうか?

多くの人が、自分がどのような保険に加入していて、いつ、どのような場合に、いくらの保険金が支払われるのか、ということを知らないまま、あるいは勘違いしたまま、ただ無造作に保険料を払い続けているのではないだろうか?

実際、勤務先を訪れるセールスレディや知り合いの営業マンから勧められるまま、「どうせ必要なもだし、月々2万円くらいなら払えるから」とあまり深く考えずに加入してしまった…とか、G.N.P(義理や人情、プレゼント)にほだされて……という人も珍しくないようである。

生命保険は「人生で住宅の次に高い買い物」とも言われている。仮に30歳から60歳までの30年間、保険料を月々3万円払い続けると、合計で1080万円!にもなる。それなのに、加入してれば安心だとばかりに漠然と保険料を払い続けるのはおかしなことではないだろうか。

備えあれば憂いなし、とはいいうものの、備えすぎるとその分コストがかかる。保障は大きいほど安心感はあるが、掛けすぎて保険貧乏になっては仕方ない。

### (2) 保険はどのような場合に活用するのか

保険といいうものは、家族全員が安心して自分たちの夢や希望に向かって暮らしていくことができるよう、将来起こりうるリスクを予測し、保険を使ったほうが他の方法よりも効率的であったり、他のリスク対策を講じた上でなお不足すると考えられる場合に活用するものである。

そこで、保険は何のために入るのかという原点に戻って、本当に必要な保障は何か、その額はいくらであれば適正なのか、保障が必要な時期はいつまでかということを考え、支

払い可能な保険料の範囲内で加入できる保険をいくつか提示してもらった上で検討するべきである。

### (3) 代表的な生命保険

生命保険は大きく分けて「定期保険」「養老保険」「終身保険」の3種類がベースとなっており、多様な保険商品は基本的にはこれらの組み合わせによって成り立っている。

なお、これら3つ以外にも本研究で詳しく言及する「収入保障保険」や医療保険、個人年金保険についてもここで取り上げた。

(以下、全て生命保険文化センターホームページより抜粋)

#### (1) 定期保険 (★ 更新制度)

★印は多くの生命保険会社で更新制度のある種類です。

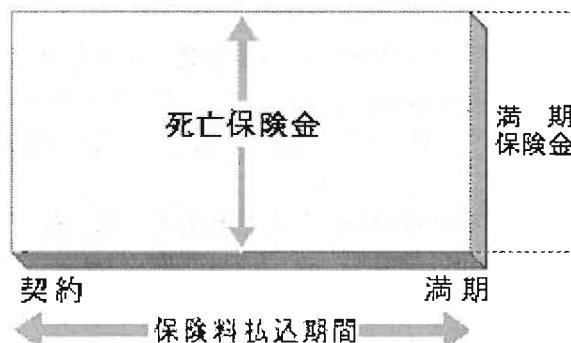
保険期間は一定で、その間に死亡した場合 (定額型の例)  
のみ死亡保険金が受け取れます。

- ・満期保険金はありません。
- ・保険金額が保険期間中一定で変わらない  
定額タイプが一般的ですが、保険料が一定で、契約後一定期間ごとに保険金額が減っていく遞減定期保険や、保険金額が増えていく遞増定期保険もあります。



□仕組図の 色は、将来の保険金・給付金の支払いに備えて積み立てられる部分を表しています。

#### (2) 養老保険

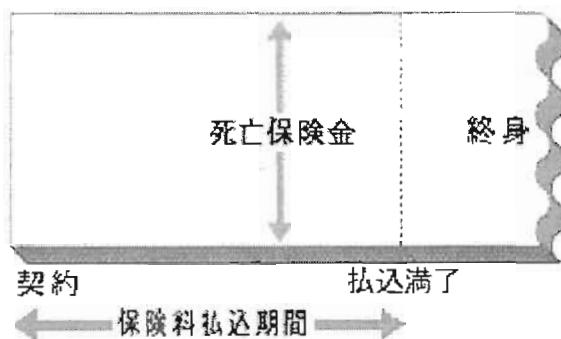


保険期間は一定で、その間に死亡したときには死亡保険金が、満期時に生存していたときには満期保険金が受け取れます。死亡保険金と満期保険金は同額です。

□仕組図の 色は、将来の保険金・給付金の支払いに備えて積み立てられる部分を表しています。

### (3) 終身保険

有期払込タイプの例



定期保険と同様に死亡した場合のみ、死亡保険金が受け取れます。保険期間は定期保険と異なり一定ではなく、一生涯死亡保障が続けます。

- ・満期保険金はありません。
- ・保険料の払い込みが一定年齢または一定期間で満了する有期払込タイプと、一生涯払い続ける終身払込タイプがあります。
- ・契約当初の一定期間の保険料を低く抑え、その分一定期間経過後の保険料を高くする「ステップ払込」タイプを取り扱う生命保険会社もあります。

□仕組図の 色は、将来の保険金・給付金の支払いに備えて積み立てられる部分を表しています。

### (4) 収入保障保険

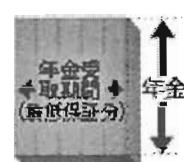
死亡したとき以後、契約時に定めた満期まで年金が受け取れます。

年金を受け取れる回数はいつ死ぬするかによって変わります。

**ケース1**  
死亡から満期までの年金受取回数が最低保証分以上となるケース

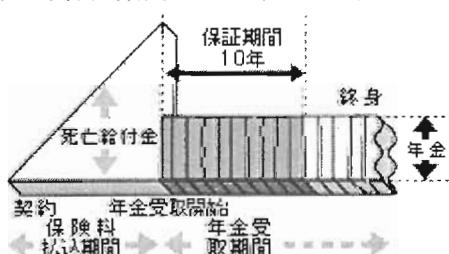


**ケース2**  
死亡から満期までの年金受取回数が最低保証分に満たず、最低保証分を受け取るケース

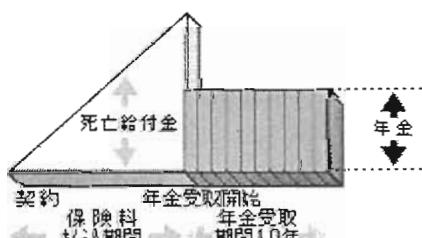


### (5) 個人年金保険

(10年保証期間付終身年金の例)



(10年確定年金の例)



□仕組図の 色は、将来の保険金・給付金の支払いに備えて積み立てられる部分を表しています。

契約時に定めた一定の年齢から年金が受け取れます。

年金を受け取る期間でいくつかの種類があります。

(1) 保証期間付終身年金

保証期間中は生死に関係なく年金が受け取れ、その後は被保険者が生存している限り終身にわたり年金が受け取れます。保証期間中に被保険者が死亡した場合、残りの保証期間に対応する年金、または一時金が支払われます。保証期間のないものもあります。

(2) 確定期間

生死に関係なく契約時に定めた一定期間、年金が受け取れます。年金受取期間中に被保険者が死亡した場合、残りの期間に対応する年金、または一時金が支払われます。

(3) 保証期間付有期年金

保証期間中は生死に関係なく年金が受け取れ、その後は契約時に定めた年金受取期間中、被保険者が生存している限り年金が受け取れます。保証期間中に被保険者が死亡した場合、残りの保証期間に対応する年金、または一時金が支払われます。保証期間のないものもあります。

(4) 夫婦年金

夫婦いずれかが生存している限り年金が受け取れます。

年金受取開始前に被保険者が死亡した場合、死亡給付金が受け取れます（金額は少額です（死亡給付金をすでに払い込んだ保険料の累計額程度に抑えて、年金の受取額を多くした「生存保障重視型年金」もあります）。

年金額が毎年一定の定額型と、一定期間ごとに増えていく遞増型などがあります。

(6) 医療保険（★ 更新制度）

★印は多くの生命保険会社で更新制度のある種類です。

病気やケガで入院したり、所定の手術を受けたときに、給付金が受け取れます。

死亡したときは、死亡保険金が受け取れます（金額は少額です）。

- ・ 多くは一定の保険期間を定めた定期タイプですが、生涯保障の終身タイプもあります。

## 第2節 20代から30代の独身者、会社員の場合

### (1) 死亡保障は不要

「親を扶養している」、「子供がいる」等のように自分の収入を頼りにして生活する人がいなければ、男性、女性の別なく基本的に死亡保障は必要ない。この時期に死亡保障のための保険に加入するのは無駄である。つまり、『定期保険』、『終身保険』、『定期特約付き終身保険』等は必要ない。

### (2) 個人年金は時期尚早

また、『個人年金保険』に加入するのは時期尚早である。公的年金制度に不安が広がるなか「20代、30代で保険料が安いうちに個人年金に加入した方がよい」という考えがあるが、早いうちから加入した方が得をする、ということはない。

20代、30代で保険料が安いのは、それだけ払込期間が長くなるからで、払込総額にそれほどの差はない。

逆に、早いうちから個人年金に加入するのはリスクがともなう。個人年金は確定給付なので、インフレに対応できない。

50代から60代の時点で物価が安定しており、インフレ懸念もなければ、予定利率の高い時に加入すればよい。(余裕があるならばある程度まとまった資金を前納する、あるいは一時払いして加入するのもよい)

いったん加入すれば、年金額を増額したいとか、確定年金を終身年金にしたいといったリフォームは、保険料払い込み満了一年以上前であればいつでもでき、そのための追加払込金は過去に契約した時点の条件で算出されるため、加入を考えている人は、予定利率が高い時期にとりあえず加入しておくことである。

50歳を過ぎた頃になれば、公的年金や企業年金がどれくらい支給されるかがよりはつきり分かってくるので、その時にリフォームするということも可能である。

なお、仮に60歳の時点で物価がインフレ気味であれば、インフレに強い有価証券などを老後資金運用に組み入れればよいのだが、若いうちから個人年金に加入すると老後になった時点でこの選択ができない(後述する『変額個人年金保険』では可能)。

また、払い込んだ保険料は老後のために固定されてしまい、他の目的に使えないで、住宅購入や子供の教育資金等、今後のライフプランに支障をきたす恐れがある。そして、個人年金は保険会社の倒産で被害を大きく受ける商品のひとつである。

### (3) 変額個人年金保険について

『変額個人年金保険』は、保険会社が提示した複数のファンドの中からどのファンドで自分の年金原資を運用するかを契約者が選択する。先に述べた個人年金と異なり確定給付ではなく、その運用実績によって将来の年金額が変わってくるという点で、自己責任型の個人年金である。

変額個人年金は、「投資」型の商品であり、物価上昇によるインフレリスクに対応できる。また、積立金を一定の範囲内でファンド間を自由にスイッチングすることができ、スイッチング時における課税が年金を受け取るときまで繰延べられる、というメリットがある。

一般の投資信託で資金運用する場合には、ファンド間での乗り換えに際しては、売却益に対してその都度課税が行われるが、変額年金ではファンド間の乗り換えにあたって売却益が発生する場合でも、そこでは課税されず、年金を受け取るまで課税が繰延べられる。この課税の繰延べは、運用期間が長期にわたるほど効果は大きくなるため、長期にわたって老後資金を準備したい人などにとって、メリットは大きい。

ところで、変額個人年金保険に加入する際には、いくつかの留意点がある。まず、その保険会社の情報開示の姿勢である。すなわち、運用状況(常時)や運用のコストについて知ることができるかという点である。運用コストについては、保険料のどれくらいが実際にファンドを購入するのに回るのか、運用するファンドの信託報酬がどれくらいなのか等に注意する。なかには、保険料の運用について不明瞭な保険会社もある。また、運用先となるファンドの過去の運用実績にも注意を払う必要がある。

保険料の支払方法は、毎月定時定額の月払いを選択する。そして、長期的(少なくとも10年以上)にかつ複数のファンドに運用先を分散させて投資することにより、リスクの相殺と低減を期待するのが原則である。また、投資においては、上昇相場を逃さないことが重要であるが、市場の動向を長期にわたって継続的に予測することは不可能である以上、我々通常人にもできる簡単な方法は、常に相場に入っていること(つまり保有していること)で

ある。具体的には毎月定時の積立型運用を行い、マーケットタイミングに拘泥してしまうことでタイミング投資することを回避し、長期分散投資によりリスクを低減させつつ収益チャンスの確実な捕捉を狙う。これに反し、一時払い加入すると非常に「投機」的要素が高くなる。(これらについて第4章を参照)

変額個人年金の場合は、一時払い加入のみという保険会社もある(例えばアリュージャパン)が、なかには加入時にある程度まとまった金額を支払い、その後も積立ができるという会社もある。また、多くの場合、契約から一定期間内に解約した場合は、早期解約控除といったペナルティがかかる。

変額個人年金のデメリットとしては、定額個人年金や預貯金とは違いリスクのある商品であり、運用成績によって将来の年金額が大きく異なること、変額個人年金はあくまで保険であるため、通常の投資信託でかかる信託報酬等の運用コストに加えて、払い込んだ保険料から死亡保障に回すためのコストも差し引かされること、等が挙げられる。

この「保険コスト」は、積立金額に対して年率1%台半ばのところが多く、いくら課税の繰延べができるといつても、これだけのコスト負担がある現状では、通常の投資信託で対応した方が、コストを差し引いた後のパフォーマンスが有利になる可能性は極めて高い。

変額年金は商品として非常に魅力的であるが、コスト面ではまだ改善の余地が大きいであろう。

#### (4) 養老保険も不要

『養老保険』も予定利率の低い現在、加入するメリットは極めて少ない。1980年代のように予定利率が6%前後もあるという時期なら、長期資金の安定運用先として養老保険の活用価値はある。

ただし、どんなに利回りのいい保険でも、保険である以上は、保険料の一部は保障部分(万が一の保険金支払いのための準備金)に回され、また、保険料の約13%は保険会社の運営にかかる経費に使われている<sup>(7)</sup>ため、保険料の全額がその利率で運用されるわけではない。

つまり、払い込んだ保険料から保障と事業経費に回す部分を差し引いた額がその利率で運用されるので、利回りは予定利率よりも低くなり、実際、長期間の払い込みの割にリターンは大きくなれない。また、ある程度の期間が過ぎなければ元本割れである。

あくまで「貯蓄性の高い保険」であって、「貯蓄」ではないので、貯蓄として考えるなら、利回りの良い金融商品を選んで積み立てた方が一般にお金は貯まる(その具体的な手段については第4章を参照)。貯蓄と保障は分けて考えた方が合理的である。

例えば、以下の内容の「養老保険EX」(日本生命)では、払込保険金額:933万1200円に対して、満期保険金額は1000万円であるが、仮に、月々2万5920円を積み立て、1%で30年間運用すると1080万円、2%ならば1279万円、3%であれば1514万円となる。

##### 具体例 「養老保険EX」(日本生命)

契約年齢 : 25歳／男性

保険金額 : 1000万円

月額保険料 : 2万5920円

払込保険金額 : 933万1200円

保険期間 : 30年

契約時 : 2001年4月

ただし、現実には、保険に加入しなかったからといってその分を貯蓄に回すことのでき

る人は多くはないだろう。計画的に貯蓄をすることができないのであれば、口座から自動振替の積立商品を利用して強制的に貯蓄すればよい。会社員であれば給与から天引きされる財形貯蓄制度を利用するのもよいだろう。

#### (5) 医療保障について

よって、必要であるとすれば、自分が病気やけがで入院したときの費用をカバーするための医療保障だけである。もし貯蓄が十分にあるならば加入する必要はない。

例えば、日額給付額 5000 円で 730 日給付されるタイプの医療保険に加入している場合、保険からの給付金は最高で 350 万円である。そこまでの給付を受けることはまずないだろうし<sup>(8)</sup>、また、『医療保障ガイド』(生命保険文化センター出版) の「入院費用はこれだけかかる」のケース①～⑤を見ても、医療にかかる費用は、貯蓄が十分にあればカバーできる。

ただ、若いうちはそれでよくても、加齢とともに病気になるリスクは高くなるし<sup>(9)</sup>、一度大きな病気をしてしまうと普通の条件では加入できない。

コストをかけても保険で用意するか貯蓄で対応するかは各個人の考え方、価値観によるが、医療保険に加入しなかったからといってその分貯蓄できる人は多くはなく、おそらく娯楽やレジャー等に費やされると思われる所以、中年以降や老後のことを考えて健康なうちに医療保険に加入しておいた方が無難である。

第1章で述べたように、今後年金の支給額が切り下げられる等、多くの人は老後の生活にゆとりはないだろうが、一方で医療費の自己負担は今よりも確実に増加している。

先に述べたように病気になるリスクが最も高いのは収入の少ない老後であり、入院することになれば、年金などの生活費や貯蓄を取り崩さなくてはならず、非常に心許ない。

将来に備えて計画的に貯蓄をすることができない人、および経済的にゆとりがなく万一のときに不安な人は加入したほうがよい。

その場合、あれもこれもと特約や特典をつけるとそれに比例してコストがかかるので、例えば「長期入院で医療費がかさむ」、「治療の長期化で収入が途絶える」等、本当に対策が必要と思えるリスクに備えるべきである。

医療に関する保険には、「医療保険」の他に、「がん保険」や「三大疾病保険」、「介護保険」、病気やけがで働けないときの「所得補償保険」、不慮の事故でけがをしたときの「傷害保険」などがある。

医療保障を考えるとき、まず加入しておきたいのが病気やけがの種類に関わらず保険金が支払われる医療保険である。終身保険や養老保険に「医療特約」や「入院特約」を特約として付加することでも医療保障を得ることはできる。

##### ①日額給付額をいくらにするか

医療保険を検討する際、まず問題となるのは日額給付額をいくらにするかである。公的医療保険でどこまで保障されるかを知り、それでまかなえない経済的リスクを医療保険で補う。

病気やけがで入院・通院したとき、あるいは障害が残ってしまったときには、ある程度まで公的保障でまかなうことができる。ただし、保障の内容はその人の職業や収入、加入している健康保険制度の種類などによって異なる。以下、簡単に説明するが、これはあくまでも現行の制度である。

会社員なら健康保険、自営業・自由業なら国民健康保険に加入しており、自己負担は、健康保険なら入院・通院とも 2 割、国民健康保険は 3 割である。

どちらの保険にも高額療養費制度があり、1ヶ月（1日から末日まで）に一つの病院・診療所ごとに医療費の自己負担額が一定額<sup>(10)</sup>を超えた場合に、請求すれば超えた分が払い戻される。

ただし、この制度はあくまで「月はじめの1日から末日まで」の間に一定額を超えた分について差額が支払われるのであって、合計額が2ヶ月にわたって超えた場合には高額医療制度は適用されないので、それほど頼りにはならない。

会社員なら医療費のほか、休業中に収入が途絶えたときには傷病手当金制度がある。病気やけがの療養のために仕事を4回以上休んで給与がもらえないとき、最長1年6ヶ月、給与の6割（健康保険組合によっては付加給付により8割5分まで）が支払われる（けがや病気による障害が残っているときは、ちょうどこの時期が障害年金の認定日になるので、障害基礎年金及び障害厚生年金が受給できるようになる）。

自営業者の場合、市町村で運営している国民健康保険に加入している場合は、傷病手当金制度はないので、入院すれば収入も減少する（ただし、医師や弁護士、税理士、美容師、建築業者などの同業者で運営している組合型の国民健康保険の多くは、それぞれの組合独自の傷病手当金制度がある）。

ちなみに、公的医療保険でカバーできない自己負担金には、

- ・ 差額ベッド代
- ・ 入院時の食事代（通常1日780円の自己負担）
- ・ 高度先進医療の技術料等、健康保険対象外の特殊な検査・治療・薬剤費
- ・ その他の諸経費（衣類などの日用品、本人や家族の交通費、見舞いの謝礼など）

などがあり、生命保険文化センターの「平成10年度・生活保障に関する調査」によると、医療費の自己負担分、差額ベッド代などを含めて実際に支払った1日あたりの自己負担平均額は10,100円である（5,000円未満が26.9%、5,000～7,000円未満が10.3%、7,000～10,000円未満が23.9%、10,000～15,000円未満が23.4%、15,000円以上が15.5%である）。

よって、あくまでも目安であるが、会社員や公務員の場合は5000円から7000円、傷病手当制度がない自営業者は所得補償の意味も込めて日額1万円から2万円程度が適当である。

しかし、これらはあくまでも現行の制度に基づいた目安であり、今後自己負担割合は増大することやインフレリスクに備えるという点からも、会社員や公務員の場合でできれば日額1万円、自営業者であれば日額2万円程度あるほうが安心である。なお、医療保険を増額する変わりにその同額の保険金額の『所得補償保険』に加入するのもよいだろう。

『所得補償保険』は、損害保険会社の商品で、病気やけがによって一定期間（免責期間）を超えて働けなくなった（就業不能）場合に、入院などの日数に応じた金額の保険金が支払われ、生命保険会社の医療保険ときわめてよく似たしきみの保険商品である。保険料は、医療保険より高くなるが、入院時だけでなく、自宅療養期間も補償対象になるのが特徴であり、病気やけがによって収入が減るリスクをカバーできるので、特に自営業者が医療保険に上乗せして加入しておくと安心である。保険金の支払限度は、最長で1年から2年というが一般的であるが、一部の保険会社では、最長で65歳まで保険金が支払われる『長期所得補償保険』を販売している。

ところで、保険金額は多ければ多いほど安心であるが、それに比例して保険料も多くなる。一定の保障を確保したら、後は目的を問わずに利用できる預貯金などで万一に備えるというバランスが大事である。

計画的に貯蓄をすることができないのであれば、口座から自動振替の積立商品を利用して

強制的に貯蓄すればよい。

なお、現行の公的医療制度の詳しい内容やそれで補えない自己負担額はどの程度になるかの詳細は、添付している資料を参照してほしい。(生命保険文化センター「医療保障ガイド」から一部抜粋)

#### ②加入形態について

また、加入の形態には「単独の医療保険に加入する」場合と、「主契約に特約として付ける」場合（その場合、途中で医療保障が途切れると困るのであれば終身保険につける）があるが、主契約が不要になって解約したくても、医療特約のために解約できないという事態も考えられるので、単独の医療保険に加入する方がよいだろう。

#### ③定期型か終身型か

また定期型にするか終身型にするかであるが、加入するならば、高齢になるほど入院の可能性が高まるので、保険期間は終身にした方がよい。10年定期型を更新していく場合、更新ごとに保険料が倍近くになり（一般に、更新型の場合、更新時の年齢や予定利率で新しい保険料が決まる）、また、その時の健康状態によっては更新できないこともあります、医療保障が必要となる肝心な時期（特に中年以降）に加入できないという可能性がある。さらに、払込保険料の総額が終身型よりもかなり多くなり（以下の日額5000円の例で100万円ほど）、また、解約返戻金もない。

**[具体例]** 「総合医療保険」（ソニー生命）で「定期型」と「終身型」の保険料を比較。

契約年齢 : 30歳（男性）

入院給付日額 : 5000円（5日型、給付1回120日／最長730日）

手術給付金 : 5万・10万・20万（種類に応じて）

死亡給付金 : 50万円

契約時 : 2001年2月

年齢	10年定期型		終身型		
	保険料	累計	保険料	累計	解約返戻金
30歳～	¥1,520	¥182,400		¥55,500	¥357,105
40歳～	¥1,905	¥411,000	¥4,625	¥1,110,000	¥784,230
50歳～	¥2,840	¥751,800		¥1,665,000	(60歳時) ¥1,288,775
60歳～	¥5,140	¥1,368,600	－	¥1,665,000	(70歳時) ¥1,302,045
70歳～	¥9,625	¥2,523,600	－	¥1,665,000	(80歳時) ¥1,186,980

なお、保険料払込期間は定年が60歳であれば60歳払込にするなど、保険料は給与所得がなくなる定年までに払い込むほうがよい。

#### ④医療保険に付加できる特約について

ところで、我が国の死亡原因是、平成11年度の厚生省「人口動態統計概況」によると、

・がん : 29.6%

・心疾患 : 15.4%

・脳血管疾患 : 14.1%

となっており、約6割が生活習慣病である。また、これらの病気に要する費用は以下のように高額である。（ただし、これらの額は医療保険等給付分・患者自己負担分を含む総額であり、自己負担金額については、各金額の2～3割に、差額ベッド料や高額療養費など、医療保険適用外の費用を加算した金額となる。詳しくは添付資料）

・高血圧疾患 : 63.6日／193.8万円

・脳卒中 : 119.1日／203.0万円

- ・糖尿病 : 47.2 日／107.4 万円
- ・胃ガン : 47.1 日／104.9 万円 (平成 8 年 厚生省「患者調査」「国民医療費」)もし生活習慣病に不安があれば、『成人病入院特約』(ガン、脳血管疾患、心疾患、高血圧疾患、糖尿病で入院したときに入院金を受け取れる) を付けるのも良いだろう。

なお、女性には女性特有の病気（子宮、乳房の病気や甲状腺の障害など）で入院したときに入院給付金を受け取れる『女性疾病入院特約』もある。

その他、特約には『がん入院特約』や『高度先進医療特約』、『介護特約』、『通院特約』、『家族特約』などがある。

ただ、特約は無料ではなく、付加すれば付加するほど、その分コストがかさむので、本当に必要な保障は何かを考えた上で、それでも必要であれば加入するというようにした方がよい。個人的には、特約をたくさん付けるくらいなら、入院給付金額を厚くした方が合理的であると考える。

### 第 3 節 30 代会社員一共働き、子供なしの場合

結婚しているが、子供はなく妻も働いているので、被扶養家族はいない状態である。子供がいないので、夫が亡くなっても老齢基礎年金は支払われず、老齢厚生年金のみが支払われる。平均標準報酬月額を 30 万円とすると、妻が生きている限りあるいは再婚するまで、現行制度では年間約 48 万円 ( $\approx 300,000 \times \frac{7.125}{1000} \times 300 \times 1.0 \times \frac{3}{4}$ ) が支給される。

妻に十分経済力があり、夫が亡くなっても一人で生きていけるようなら、原則として死亡保障は必要ない。必要であるとすれば独身の場合の同じように、夫婦ともに医療保障だけである。（詳しくは第 2 節（4）を参照）ただし、一方が亡くなっても生活レベルを下げたくないため、お互いのために死亡保障を手当してもよいだろう

一方、夫が家計を支え、万一のとき妻が困る場合は、遺された妻が生活を立て直すために最低限必要な費用を遺した方がよい。その額は、現在の収入や資産、持ち家の有無等、各家庭の状況によって異なる（具体的には、第 5 節の生涯収支表および必要保障額推移表を参照）が、これをコストの低い定期保険か各種共済、もしくは会社に団体的保険があればそれで準備するとよい。

もちろん、住宅を購入して「団体信用生命保険」に加入したり、子供が産まれるなどした場合は必要保障額が大きく変わるので、保険を見直す必要がある。

### 第 4 節 40 代会社員で専業主婦の妻と子 2 人の場合

夫 40 歳、妻 36 歳、子供は 11 歳と 8 歳とする。手厚い死亡保障が必要となるのがこのケースである。

夫が亡くなった場合、妻へ遺族年金は、平均標準報酬月額を 30 万円とすると、18 歳未満の子供が 2 人いる間は、年間約 175 万円支給される。

$$\cdot \text{遺族基礎年金} : 804,200 + 231,400 \times 2 = 1,267,000 \text{ 円}$$

$$\cdot \text{遺族厚生年金} : 300,000 \times \frac{7.125}{1000} \times 300 \times 1.0 \times \frac{3}{4} = 480,900 \text{ 円}$$

下の子が 18 歳になった 4 月以降は、年間約 108 万円支給される。

$$\cdot \text{遺族厚生年金} : 300,000 \times \frac{7.125}{1000} \times 300 \times 1.0 \times \frac{3}{4} = 480,900 \text{ 円}$$

・中高齢寡婦加算 : 603,200 円

妻 65 歳からは本人の老齢基礎年金と遺族厚生年金が支払われる。(業務上や通勤災害による死亡では、労働者災害保障保険の遺族補償年金が上乗せされる)

一般的に、このケースの家族構成の場合、末子が誕生したときに必要な保障額は最大となり、子供が大きくなるにつれ次第に減少し、子供が学校を卒業し独立した後は、妻に対する保障だけを考えればよくなるため、必要保障額は大きく減少する。

この必要保障額の変化に、必要な期間、必要な額定期保険に加入したりすることで対応してもよいし、最初から必要保障額の推移を見込んで『遞減定期保険』や『収入保障保険』、あるいは必要保障額が非常に大きくなる場合には『定期保険』にそれらを組み合わせて加入するのもよい。既に『定期特約付き終身保険』に加入してしまっている場合は特約部分を必要な期間だけ増額することで対応してもよいだろう。

また、これから病気となるリスクが大きくなっていくため、医療保障がないのであれば医療保険に加入したほうがよい。詳しくは第2節(4)で述べた通りである。この場合、妻の医療保障は、夫の医療保険に家族特約をつけるのではなく、別々の医療保険に入る方がよい。

保険会社によるが、被保険者である本人が死亡するなどして主契約が消滅すると特約も消滅し、妻の医療保障がその時点で途切れてしまう保険もある。そのとき新たに医療保険に入ろうとしても、年齢によっては保険料が非常に高かったり、健康状態によっては入れないこともありますからである。第5節でこのケースについて具体的な数字を用いて検討する。

## 第5節 木村家の場合

### 木村家のプロフィール<sup>(11)</sup>

#### (1) 家族構成 (2001年度9月現在)

夫	木村 紀遵	昭和36年5月生(40歳)	会社員
妻	木村 まなみ	昭和40年7月生(36歳)	専業主婦
長男	木村 豊伸	平成2年9月生(11歳)	小学5年生
長女	木村 知代	平成5年8月生(8歳)	小学2年生

#### (2) 家計収入

##### ①定年までの家計収入

- 1) 職歴: 23歳で入社、60歳まで勤続予定
- 2) 夫の年収: 550万円(ボーナスの割合24%)。現在の平均標準報酬月額を30万円、退職時の平均標準報酬月額を35万円とする。
- 3) 退職金: 300万円(現在)、1200万円(定年退職時)
- 4) 可処分所得=年収-(社会保険料+税金<sup>(12)</sup>): 446万円
- 5) 妻のパート収入: 年70万円(夫の定年まで働く)

ところで、2000年3月に成立した年金改革法により、5年ごとに厚生年金保険料率が2.0%ずつ引き上げられることになった。これによって最終保険料率(2025年度)は月収の26%程度(年収の20%程度/労使折半)に抑えられる予定である。しかし、制度が完成する予定の2025年まで、改正案通りにいくかはまだ不透明である(後述)。

また、2002年度に予定されている医療制度改革で、政府管掌健康保険の保険料率は、月

収ベースからボーナスを加えた年収ベースに変更される予定である。

仮に予定通りに事態が推移するとして、これらの制度改正によって、例えばこの世帯の場合では、どれほどの負担増になるかを試算してみると、厚生年金保険料と健康保険料の年収に占める割合は、現行制度の 10%から 14%程度となり、月 1.8 万円（年間 22 万）程度の負担増になる（健康保険料の保険料率も今後上昇すると考えられるので現行の 8.5%から 10%として試算した）。

生涯収支表の作成においては、これを踏まえた値を用いた。すなわち、介護保険料と雇用保険料を含めて年収に対する社会保険料率を 16%とし、その結果、可分所得は約 446 万円となった。

なお、2000 年 3 月に成立した年金改革法では、2004 年までに基礎年金の国庫負担の割合を 1/3 から 1/2 へ引き上げることも決定したが、そのために必要な財源 2 兆 4000 億円をどう調達するかは先送り、という極めて無責任な政治状況である。将来、その費用全額を税金（消費税）で賄うのか、あるいは従来通りに社会保険方式に依存するかについても意見が対立したままである。

仮に全額税負担を選択した場合、2025 年に 22.6 兆円もの財源が必要となる。このためには、消費税率を 10%（地方消費税分は除く）引き上げねばならない。勤労者世帯の平均消費支出は約 34 万円である（総務省統計局『家計調査平成 12 年年報』）から、月 3.4 万円（年間 41 万円）程度税負担が増大することになる。

つまり、厚生年金保険料、健康保険保険料、消費税合計で、月 5.2 万円（年 62 万 4000 円）もの負担増になる。これに加え、介護保険料や雇用保険料を加えると、社会保険料や税金の年収に占める割合は、さらに増大する。

以上に見てきたように、我が国の社会保険制度は数年ごとに大きく改正されるが、そのされ方は、どのようなあり方が合理的で公平であるかといった明確な理念や長期的な計画に基づいて行われておらず、将来の給付や負担がどうなるのかといった社会保障制度の最終的な姿が極めて不透明である。そのため、今後の長期的な生活設計を立てるにあたって、どこまでは公的な保障を想定してよく、どこからは自らが個人の責任において対処すべき領域であるのか、その具体的な展望が見えず、このことが老後の不安を増大させ、貯蓄を不必要に押し上げ、消費を減少させている。これらについては第 3 章第 1 節（1）「社会保障制度は本来どうあるべきか」で詳しく言及する。

なお、第 3 号被保険者の保険料負担や国民年金の空洞化問題（未納者や未加入者、保険料免除者が 1/3 を占める）はどうするのか、基礎年金は全額税方式かにするのか、厚生年金は民営化するのか等、様々な問題が先送りにされている問題が多い。

また、社会保障制度の試算の前提となっている旧厚生省の社会保障・人口問題研究所の人口推計に関しても、問題があり、これまで出生率の過程などが甘すぎると批判され、実際、改訂のたびに深刻な方向に変更してきた。

例えば、1992 年に行われた推計では、合計特殊出生率が 94 年に 1.49 まで下がった後に上昇に転じ、2025 年には 1.80 にまで回復するとしていたが、現実には、95 年に 1.42 まで下がり、回復していない。97 年に行われた推計では、2000 年に 1.38 までさがるが、その後は上昇して 2025 年には 1.61 まで回復しするとしているが、「社会保障財政が抱える問題の深刻さを隠蔽するために、人口推計に意図的なバイアスが加えられていたのではないか」という疑いは払拭できない。

## ②定年後の家計収入

1) 公的年金（現行制度での額）

- ・夫 65 歳以降、妻が 65 歳になるまで

老齢厚生年金 :  $350,000 \times 7.125 / 1000 \times 444 \times 1.0 = 1,107,200$  円

夫の老齢基礎年金 :  $804,200 \times 444 / 480 \approx 743,900$  円

加給年金額 : 402,100 円

- ・妻 65 歳以降

老齢厚生年金 :  $350,000 \times 7.125 / 1000 \times 444 \times 1.0 = 1,107,200$  円

夫の老齢基礎年金 :  $804,200 \times 444 / 480 \approx 743,900$  円

妻の老齢基礎年金 :  $804,200 \times 384 / 480 \approx 640,000$  円

振替加算額 : 15,500 円

(生涯収支表においては、上記の額より 1.5 割低い額を採用した)

2) 企業年金（適格退職年金）<sup>(13)</sup> : 60 歳から年金額 70 万円の 10 年確定年金

③現在の貯蓄残高 : 400 万円

(3) 家計支出

①基本生活費（食費、水道光熱費、衣料費、交通費、小遣い等）

- ・子供独立前 : 年 288 万円
- ・子供独立後 : 年 202 万円（子供独立前の約 7 割）
- ・定年後 : 年 172 万円（子供独立後の約 6 割）

②住居費（家賃、住宅ローン、固定資産税等の維持費など）

- ・住宅ローン : 年間 115 万 7000 円を 60 歳まで（元利均等方式）、団体信用生命保険加入。
- ・維持費 : 年額 10 万円

③子供の教育費

長男、長女とも高校までは公立。大学は、長男、長女とも自宅から通える私立文系。

④一時的な支出

- ・夫 60 歳、70 歳時に夫婦で海外旅行、予算 100 万円（現在価格）。
- ・2001 年から 10 年ごとに自家用車買い換え、予算各 100 万円（現在価格）。
- ・子供の結婚費用援助、長男・長女とも 100 万円ずつ（現在価格）。
- ・2026 年に自宅修繕、300 万円（現在価格）。

⑤その他の支出

基本生活費の 1 割とする。

⑥保険料

1) 生命保険

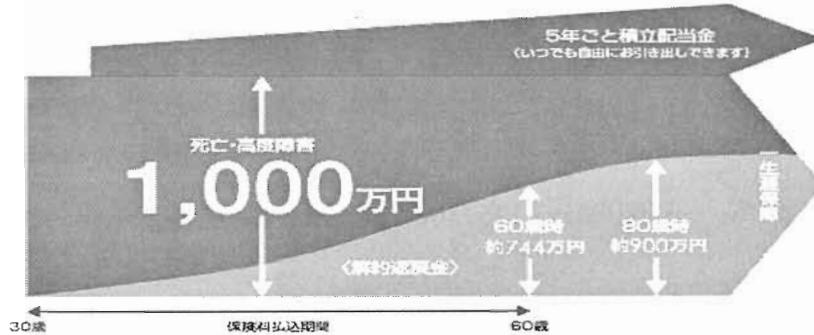
- ・『5 年ごと利差配当付終身保険』（東京海上あんしん生命）

契約者 : 夫

被保険者 : 夫

保険金受取人 : 妻

保険金額 : 1000 万円  
 保険料 : 月額 2 万 710 円  
 契約年齢 : 30 歳  
 保険料払込 : 60 歳まで



#### ・『終身総合医療保険』(ソニー生命)

##### 主契約

契約年齢 : 35 歳  
 入院給付日額 : 5000 円 (5 日型、給付 1 回 120 日／最長 70 日)  
 保険期間 : 終身  
 保険料払込 : 60 歳  
 手術給付金 : 5 万・10 万・20 万 (種類に応じて)  
 死亡給付金 : 50 万円  
 保険料 : 5605 円

##### 家族特約 ; 配偶者・子型

入院給付日額 : 3000 円 (5 日型、給付 1 回 120 日／最長 730 日)  
 保険期間 : 配偶者が 55 歳まで (子は 25 歳になるまで)  
 保険料払込 : 60 歳  
 手術給付金 : 3 万・6 万・12 万 (種類に応じて)  
 死亡給付金 : 0 円  
 保険料 : 2000 円

#### 2) 損害保険 : 自動車保険と火災保険 : 年間保険料 10 万円

#### (4) 変動率<sup>(14)</sup>

- ・給与 : 55 歳までの収入上昇率を年 1.5%、それ以降は 1.0% (物価上昇率) とする。
- ・公的年金 : 年 1.0% 上昇 (物価上昇率)
- ・基本生活費 : 夫 55 歳まで年 1.5% 上昇、その後は 1.0% (物価上昇率) とする。
- ・教育費 : 年 1.0% 上昇 (物価上昇率)
- ・一時的な支出 : 年 1.0% 上昇 (物価上昇率)
- ・その他の支出 : 夫 60 歳まで年 1.5% 上昇、夫定年後は 1.0% (物価上昇率) とする。
- ・運用率 : 年 1.0%

#### (5) その他の情報・前提条件

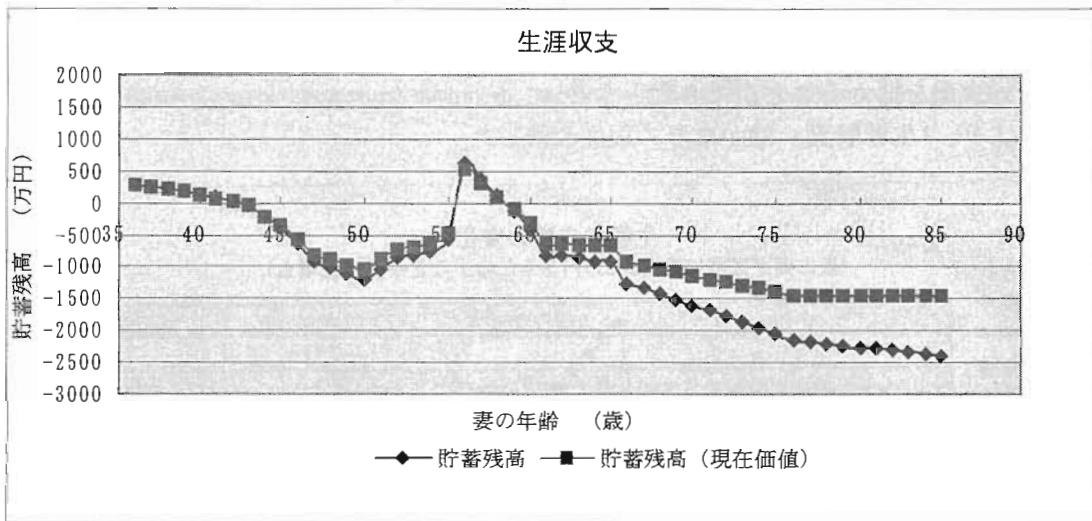
- ・60 歳時の男性の平均余命を 20 年、56 歳時の女性の平均余命を 30 年とする。
- ・妻の 60 歳までの国民年金加入期間を 32 年とする。

- ・長男、長女ともに大学卒業後就職するとする。
- ・長男は29歳で、長女は25歳で結婚するとする。
- ・夫に万一の場合、遺族の日常生活費は、子どもが独立するまでは現在の7割、独立後は5割とする。
- ・相続税については財産状況から見て特に心配はない。
- ・夫が亡くなった場合は団体信用生命保険に加入しているので、住宅ローンは無くなる。

以上のデータをもとに、夫が亡くなった場合の（8）必要保障額推移表を作成するが、そのためには「貯蓄残高の推移」が必要であるので、（6）生涯収支表（表1、後掲）も作成する。

#### （6）生涯収支表—問題点とその対策

現状のまま推移していった場合、明らかに家計は破綻をきたす。今後は、この世帯にみられるように、夫1人の収入では負担が重すぎる家庭が多くなるであろう。家計の改善のため、まず収入の増加を考える。支出を切りつめることは、言うはたやすいが、急に現状の支出を抑えることは現実的に難しく、出来たとしても年間数万円程度の節約ではとうてい対処できないことを考えると、収入の増加を考える方が現実的である。



このケースの場合、妻の収入は年間100万円以上欲しい。妻が年間70万円から100万円に収入を増やすことで、20年間で計600万円家計が改善される。妻の就労は夫定年時の妻56歳までとしているが、可能な限り60歳まで働く。そして夫は定年してからも65歳の年金を受給するまで、何とか就職先を見つけて年間100万円以上を稼ぐ（仕事を選ばなければ可能）。これらの努力によって、総計1500万家計が改善される。

現在の経済情勢から考えると困難であるかもしれないが、可能であるならば、妻が正社員として働くことが望ましい。仮に、妻が収入の増加に伴う支出の増加を差し引いて、あるいは収入が増加しても支出を現状に抑える等して、家計に実質年200万円以上の増加をもたらすことができたならば、夫がリストラされない限り、それだけで問題は解決される。

これからは妻も就労して世帯収入を増やし、家計を安定させることが一層求められるだろう。社会保険料や税金の負担が増大し実質賃金が伸び悩むばかりか、給与の引き下げ、ひいてはリストラなどの不安要因があることを考えると、今後は「1人より2人で働いて稼ぐ」

ことが一層求められる。賃金カットやリストラなど夫に万一のことがあった際、妻の収入は家計の大きな支えとなる。専業主婦でせつせと節約に励んでも、夫の収入の断絶や減少には、とうてい対応できない。夫の収入だけで1000万円の家庭よりも、夫600万円、妻400万円の家庭の方が家計のリスク対策はできているといえる。

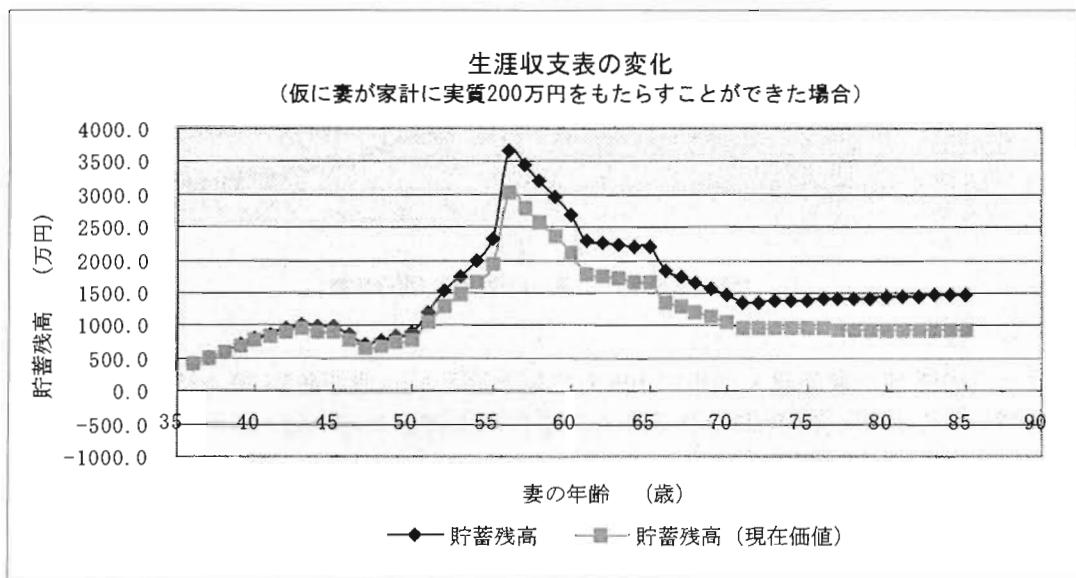
一方、夫も定年後も現役時代と変わりなく就労できるならば、老後の家計に多大なる効果をもたらすことができる。そのためには、専門的な知識や技術を身につける等すると同時に、定年で退職しても働き続けることができるだけの体力と能力、柔軟性などをできるだけ若いうちから養っておくことである。

今回、妻が60歳まで年間100万円、夫が61歳から65歳まで年間100万円稼ぐことができたとする。この場合、これだけでは不十分であるので、生活費およびその他の支出を1割以上切りつめる。

また、長男と長女が大学在学時に年間収支が大幅に赤字になり、これが家計に大きな負の影響をもたらす。長男と長女には国公立の大学に行ってもらうか、もし無理であれば、100万円以上の教育ローンを借り、これを就職後本人たちに返済してもらう。教育ローンの優先順位としては、日本育英会など各種奨学金をまず考え、それから国民生活金融公庫の「国の教育ローン」(平成13年5月現在、利率は1.85%)、郵便局の教育積立貯金、財形教育融資、民間の金融機関の順に考えるのがよいだろう。

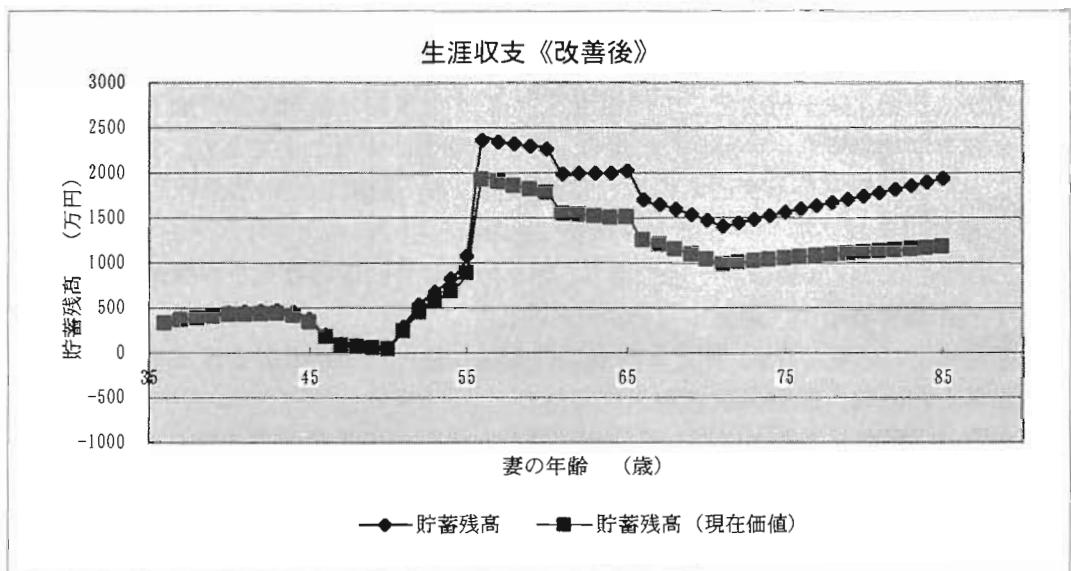
今回、生活費およびその他の支出を1割以上切りつめ、長男、長女の教育費を各々について100万円支出を抑えることができたとする。

以上により、「生涯収支」はかなりの程度改善した。



#### (7) 生涯収支表《改善後》

次ページのグラフを参照（章末の「生涯収支表《改善後》」も併せてご覧下さい）。

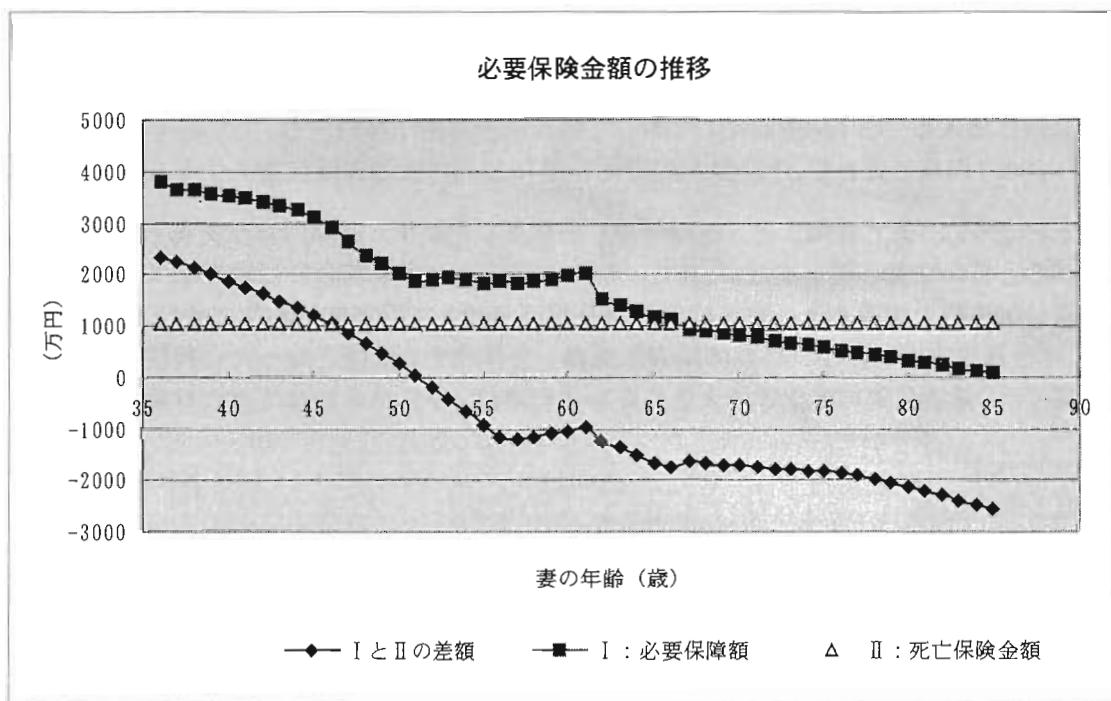


#### (8) 必要保障額推移表—問題点とその対策

##### ①死亡保障について

明らかに現在加入している終身保険では対応できていない。すなわち、妻が45歳くらいまでは死亡保障が数千万円不足している一方、夫退職後くらいから貯蓄が必要保障額を超える、死亡保障、つまり生命保険は必要でなくなっている。

よって、死亡保障を増やす必要があるが、それが必要なのは夫が退職するまで、つまり妻が56歳になるくらいまでである。



終身保険は保険料が割高であり、そもそもこのケースでは一生涯の保障は必要なく、また、後々必要でなくなる死亡保障のために、家計にゆとりがない中年の時代に年間25万円もの

保険料加入するのは合理的でないため、解約する（後述する収入保障保険に「転換」するのもよい）。

終身保険に定期保険を特約として付加する、もしくは単独で定期保険に加入することで死亡保険金額を増加してもよいが、その場合、必ず全期型にすることである。10年更新型だと更新ごとに保険料が倍々ゲームのように跳ね上がる。勤務している会社にグループ保険<sup>(15)</sup>がある場合はそれに加入するほうが割安である。

ただ、定期保険は保険金額が一定であり、年々減少している必要死亡保険金額の曲線にあわず、年が経過するにつれ過剰になる。

以上を踏まえ、必要（不足）死亡保険金額の曲線に沿った保険設計をするのが合理的であるとの立場から、収入保障保険に加入する。

この保険は、死亡したとき以後、契約時に定めた満期まで年金が受け取れる仕組みで、年金を受け取れる回数はいつ死亡したかによって変わってくる。例えば、保険期間が60歳満了で基本年金額が240万円の契約だと、40歳に死亡すると4800万円、50歳に死亡すると2400万円受け取ることになる。（詳しくは第1節（3）の図を参照）なお、年金形式でなく、一括で保険金を受け取ることも可能である<sup>(16)</sup>。

### ②医療保障について

医療保障を充実させるため、現在の医療保険に加えて、夫は新たに医療保険に加入する。老後の資金収支は年間数十万のマイナスであり、高々2000万円程度の貯蓄を取り崩していく生活である。現在加入している医療保険の入院給付日額は5000円（これは現在価値であり、20年後の実質価値は目減りしている）であり、長期入院をすることになると非常に心許ない。よって、入院給付日額7000円程度の医療保険に新たに加入するが、その際、保険会社の倒産リスクを回避する点からも、既に加入している保険会社とは別の会社にするのが望ましい。

一方、妻の医療保障であるが、夫が死亡すると妻の医療保障もなくなるので、妻も自分で医療保険に加入し、夫の医療保険に付加していた家族得則は解約する。入院給付日額は7000円から10000円を目安とし、今回は入院給付日額7000円の医療保険に加入するものとする。

以上のように「死亡保障」と「医療保障」を見直した結果、保障内容は充実し、見直し前と比べると格段に安心感が出たが、新たに加入する保険の保険料合計は現在加入している終身保険の保険料と相殺され、家計の保険料負担は月額1万円程度の増加ですむ。なお、「生涯収支表」及び「必要保障額収支表」を作成する前提となった金利状況や税制、年金制度が、経済状勢の変化等で大きく変わった時は、それにあわせて適宜対策も見直していく。

### ③見直し後の保険

#### (i)夫の死亡保険

『家族収入保障保険（喫煙リスク区分型・非喫煙）』（ソニー生命）

（この保険は喫煙に対するリスクを考慮し、それが保険料に反映される）

契約者：夫

被保険者：夫

保険金受取人：妻

基本年金額：240万円

保険料 : 月額 6300 円 (年払いの場合、74,280 円)  
契約年齢 : 40 歳  
保険期間 : 60 歳満了 (保証期間 2 年付)

#### (ii) 夫の医療保険

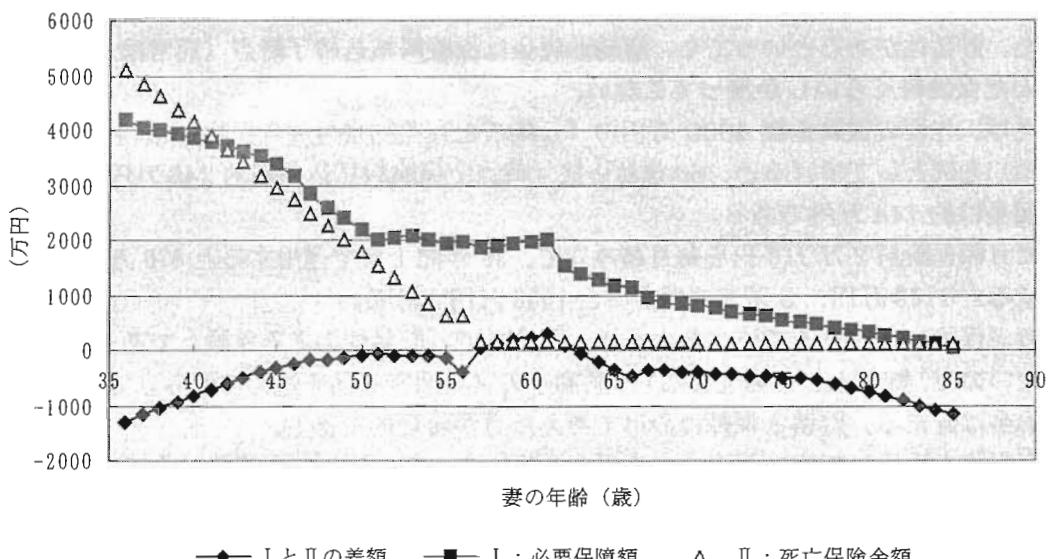
- ・『終身総合医療保険』(ソニー生命)

契約年齢 : 35 歳  
入院給付日額 : 5000 円 (5 日型、給付 1 回 120 日／最長 730 日)  
保険期間 : 終身  
保険料払込 : 60 歳  
手術給付金 : 5 万・10 万・20 万 (種類に応じて)  
死亡給付金 : 50 万円  
保険料 : 月額 5605 円 (年払いの場合 66,065 円)

- ・「医療保険 (低解約返戻割合 30%)」(東京海上あんしん生命)

(解約返戻金を抑えた分、保障内容を充実させた医療保険)  
月払保険料 : 13,392 円 (契約年齢 40 歳)  
入院給付日額 : 7000 円 (5 日型、給付 1 回 360 日／最長 730 日)  
入院一時金 : 3 万円 (2 泊 3 日以上入院時)  
長期入院給付 : 180 日以上の入院は 1 日 2500 円プラスされる。  
手術給付金 : 5 万・10 万・20 万 (種類に応じて)  
退院療養給付 : 1 回 5 万 (24 日以上入院後、複数回OK)  
死亡給付金 : 解約返戻金  
保険期間 : 終身  
保険料払込 : 60 歳

必要保険金額の推移《改善後》



#### (iii) 妻の医療保険

「医療保険（低解約返戻割合 30%）」（東京海上あんしん生命）  
月払保険料：13,451 円（契約年齢 36 歳）  
入院給付日額：7000 円（5 日型、給付 1 回 360 日／最長 730 日）  
入院一時金：3 万円（2 泊 3 日以上入院時）  
長期入院給付：180 日以上の入院は 1 日 2500 円プラスされる。  
手術給付金：5 万・10 万・20 万（種類に応じて）  
退院療養給付：1 回 5 万（24 日以上入院後、複数回OK）  
死亡給付金：解約返戻金  
保険期間：終身  
保険料払込：60 歳

#### (10) 終身保険について

『定期特約付き終身保険』の「途中（特約消滅時）で保障額が大幅に減る」ことに嫌気をさした人が、全額『終身保険』で加入することがある。

『終身保険』の人気は、「保障額が一生変化しない（減らない）」、「解約すれば必ず解約返戻金がもらえる」＝「貯蓄性がある」（？）等にあるようだ。

しかし、本当に『終身保険』は必要なのであろうか。一生涯保障が続くということは、それだけコストがかかるが、一生涯の死亡保障が必要な人がどれほどいるのか。

60 歳以降で死亡する時は、一般的に子供は独立しており、夫婦二人分の老後資金が準備してあるはずなので、残された妻の生活費は十分あるはずである。会社員や公務員の妻なら、それぞれ遺族厚生年金、遺族共済年金も支給される。

一方、子供が独立するまでの比較的大きな死亡保障が必要な時期では、『終身保険』だけでそれを賄うと非常に保険料が高くなってしまうので、他に『定期保険』等に加入する必要がある。

このように必要な保障額は各ライフステージで変化していく一方、保険金額が一定であるため各ライフステージで過不足が生じてしまう『終身保険』は、「必要な時期に必要な額だけを保障する」という考え方からすると合理的ではない。

また、貯蓄性があるといつても、解約返戻金は保険料払込終了時点（通常は 60 歳）で払い込んだ保険料ぐらいしか戻ってこない。

例えば、先程の保険金額 1000 万円の『5 年ごと利差配当付終身保険』（東京海上あんしん生命）を例として挙げると、60 歳払込終了時点で保険料払込総額約 746 万円に対し、解約返戻金は約 744 万円である。

仮に月額保険料 2 万 710 円を毎月積み立て、30 年間 1 % で運用すると 870 万円、2 % で運用すると 1138 万円、3 % で運用すると 1538 万円となる。

『養老保険』のところで述べたように、あくまで「貯蓄性のある保険」であって「貯蓄」ではないので、貯蓄として考えるなら、利回りの良い金融商品を選んで積み立てた方が一般的にお金は貯まる。貯蓄と保障は分けて考えた方が合理的である。

生命保険を活用して相続対策をする場合を除いて、基本的に終身保険は必要ないだろう。

#### 第 6 節 40 代自営業者—専業主婦の妻、子ども 3 人の場合

個人事業主の場合は会社員や公務員の場合に比べると、万一の時の公的保障が少ないため、死亡保障や医療保障は多めに準備しておく必要がある。

まず、厚生年金や共済年金とは異なり、年金法上の子がいなければ、遺族年金は支給され

ず、会社員や公務員の妻のように生涯にわたる遺族年金の支給はない。

また、個人事業主の場合会社員世帯とは異なり、事業を行うための設備資金や運転資金として銀行などから借り入れをしているケースもある。

このため、必要保障額を算出する場合、同じ条件（家族構成、支出状況）であれば、個人事業主の世帯の方が必要保障額は多くなる。

医療保障の面でも、個人事業主の多くは国民健康保険に加入しており、会社員や公務員が加入する健康保険と比べ自己負担が大きく、原則として通院・入院とも3割負担である。

また、個人事業主の場合は、医療費・入院費の負担以外に、事業を休むと収入が途絶えるというリスクもある。

収入が途絶えた場合、従業員の手取給付や仕入れの決済、銀行などへの借入金の返済や金利支払いなどの当座の資金繰りが途絶えることも考えられる。このため、所得補償も考慮する必要がある。

#### （1）このケースの場合

自営業者で専業主婦の妻、扶養する子供がいる場合は、最も手厚い死亡保障が必要となる。遺族基礎年金が支払われるのは、末子が18歳になって最初に迎える3月までである。

その後は65歳で妻が自分の老齢基礎年金を受け取るようになるまで、妻に支払われる公的死亡保障はない。会社員であれば、死亡退職金が受け取れることもあるが、自営業者にはそれもない。

具体的な遺族年金額は、現行の制度で18歳未満の子が3人いる間は年額約134万円、上の子が18歳になった4月以降は約127万円、2番目の子が18歳になった4月以降は約103万円で、3番目の子が18歳になった4月以降は支払われない。

ただし、夫が国民年金保険料を25年以上納付し、2人が結婚してから10年以上経過していれば、遺族基礎年金を受給している間は受給できないが、60歳から65歳の間、寡婦年金（夫が受給するはずだった老齢基礎年金額の3／4に相当する額）が支払われる。

仮に国民年金基金（任意加入）に加入していれば、いくらかまとまったお金が戻る場合もあるが、少なくとも15年以上は加入していないと、払い込んだ額以上に戻るということはないだろう。その他、小規模企業共済などに任意加入している場合には、死亡した時点で掛金の中から何らかのお金が戻ってくる。

必要な死亡保障額は、現在の収入や資産、持ち家の有無等、各家庭の状況によって異なり、具体的には第5節で見たように、生涯収支表および必要保障額推移表により算出する。

医療保障については、自己負担割合が3割であり、病気やけがで働けなければ収入が減ったり、代わりの人を雇う等にお金が必要となることから、1日1万円から2万円程度確保することが目安である（詳しくは第2節（5）を参照）。

なお、収入減に備えるには『所得補償保険』（後述）が向いているので、医療保険を増額する変わりにその同額の保険金額の『所得補償保険』に加入するのもよい。このケースのように自営業者で扶養家族がいるような場合には、働けないときの保険金支払いが最長で65歳まで補償される『長期所得補償保険』に加入するのもよいだろう。

#### （2）『所得補償保険』について

所得補償保険は、損害保険会社の商品であるが、病気やけがによって一定期間（免責期間）を超えて働けなくなった（就業不能）場合に、入院などの日数に応じた金額の保険金が支払われるという点で、生命保険会社の医療保険と並んで近いしきみの保険商品である。

保険料は医療保険より高くなるが、入院時だけでなく、自宅療養期間も補償対象になるのが特徴である。

病気やけがによって収入が減るリスクをカバーできるので、特に自営業者やフリーランスで仕事をしている人が、医療保険に上乗せして加入しておくと安心である。

保険金額は、働けなかった期間（免責期間を除く）に対して1ヶ月につきいくらと決めて加入する。

保険料は職業や職種、年齢、契約内容（保険金額、補償期間、免責期間）で決まるが、一部共済では、年齢にかかわりなく保険料が一律のものもある。

保険金の支払限度は、最長で1年から2年というのが一般的であるが、一部の保険会社では、最長で65歳まで保険金が支払われる『長期所得補償保険』を販売している。

なお、入院時のみカバーする「入院のみ担保特約」を付けることもでき、その場合、医療保険同様に入院したときだけ補償対象になるので、保険料は安くなる。

**加入例** 30歳男性、職種1級（事務職等）、月額30万円（日額1万円）、免責7日間、

保険期間1年、てん補期間（保険金が払われる期間）1年

補償内容	月払い保険料
基本契約 (自宅療養中も含む)	3,900円
入院のみ担保	2,490円
(入院のみ対象)	

### 第3章 おわりに

#### 第1節 今後の課題

##### （1）社会保障制度は本来どうあるべきか

現在、我が国においても、社会保障をめぐる議論は、高齢化の急速な進展、経済の構造的な低成長といった状況の中で、実に活発なものとなっている。将来の年金は本当にもらえるのか、医療費の負担は今後どうなるのか、介護保険制度は大丈夫か、等といった議論や課題である。

しかし、現在の議論の状況を見ていると、いわば医療、年金、福祉といった、社会保障の個別の分野が縦割り的に論じられ、しかもそれらの多くが当面の財政難をどう凌ぐか、といった対症療法的な議論に終始しているため、将来の全体的なビジョンが見えず、かえって国民の間に大きな不安が広がっているように思われる。制度改正が最終的なビジョンなしに、いわば「小出し」のかたちで行われ、“最後の大改正”といった表現が使われたかと思うと、数年後にはなし崩し的にさらなる負担増または給付削減が行われ、国民の将来への不安を募らせている。

つまり、今後の長期的な生活設計を立てるにあたって、どこまでは公的な保障を想定してよく、どこからは自らが個人の責任において対処すべき領域であるのか、その具体的な展望が見えない、というのが現在の日本の状況であり、このことが老後の不安を増大させ、貯蓄を不必要に押し上げ、消費を減少させ、不況を深刻化させる要因となっている。

第1章で、「現在40代以下の世代は、これまでのよう國や企業に依存したままではゆとりある老後生活を送ることなどとても無理で、それどころか、日々の生活さえままならない状況も覚悟しておかなければならぬだろう」ということを述べたが、本研究の出発点は、

まさに社会保障制度の脆弱化にあった。

しかし、経済的リスクのなかには、「個人」あるいは「市場」（私的保険を含む）で対応できるものと、個人や市場では対応が困難で、社会的ないし公的な制度として対応が行われるべきものがあり、後者に相当するのが社会保障である。

不確実性の高い将来のリスクや逆選択が生じる場合などに対応する方法としては個別的・私的な選択は、十分に有効ではない。個人の保有する情報と判断力は不完全であり、また、民間の預金や保険契約は市場経済に固有にリスクを完全には免れることはできない。

社会保障は、市場経済の不安定と個人の情報および判断力の不完全を考慮し、国民のすべてが負っているリスクに対応するための共同事業である。自分が何歳まで生きるか、要介護状態になるか、家族に障害者を抱えることになるか、正確には予測できないが、社会全体では、老齢退職後の平均生存年数や要介護者の発生率を予測することができる。完全な予測は不可能であるが、相応に合理的根拠を示して国民負担を設定することができる。

仮に予測と現実の食い違いが生じても、経済の活力が相応に維持されていれば、危機に直面した個人の不安を共同事業によって緩和することは容易である。

「所得の再配分」そのものは、社会保障の結果であって目的ではない。所得の再分配または費用の給付そのものではなく、「安心の給付」こそが目的であると考えねばならない。

要介護状態にならないで長寿を全うした人は、要介護者のために社会福祉事業の費用の一部を負担しつづけながら、自分は介護サービスを受けることなく生涯を終える。しかし、自分と自分の家族が「安心の給付」を受けていることを生涯を通じて感じつづけていたとすれば、不公平感は残らない。

重要なことは、必要なときにすべての国民が必要な社会保障事業を確実に利用できるかどうかであり、それは確実に保証されなければならない。所得または費用の分配が平等であるかどうかが問題なのではなく、すべての人が「安心の給付」を確実に受けているかどうかが問題なのである。

翻って我が国の現状をみてみると、これまでの医療保険改革や年金改革などに関する限り、社会保障制度全体の姿をどのように描いていくのか、という「全体的なビジョン」の構想ないしは理念が大きく欠落している。

また、相互に関係があるはずの医療、年金、福祉に関する論議もこれまで別々に行われてきた。公的年金の給付水準を今後段階的に縮小していく、といった議論をする場合、公的医療保険や介護保険の給付がどの程度行われるかによって、その意味は大きく違ったものになる。医療と福祉の費用の多くを高齢者の自己負担に委ねるのであれば、年金を高い水準に維持する必要がある。医療と福祉の費用の多くを一般会計でまかなうのであれば、年金の水準はそれほど高くなくても国民の不安は大きくならない。このように、社会保障の各制度は不可分一体のものであって、縦割り的に切り離して考えられるものではない。

今何よりも求められているのは、社会保障の全体を視野に収めた上で、医療、年金、福祉といった各分野における真に望ましい「公私の役割分担」の姿を明らかにし、それらを踏まえて社会保障の全体像に関わる「基本的な選択肢」を示し、議論を深め、選びとっていくという作業である。

あわせて、そうした今後の社会保障制度の基本的な選択肢について、各々の財政規模や国民負担率がどの程度のものになるかを定量的に明らかにし、その数値をも参考にしながら将来像についての「選択と合意」を行っていくことが国民全ての本質的な課題である。

国民負担率といった数字は、このように「制度の組み立て」についての選択肢を考えた上

で、その「結果の参考値」として示されるべきであって、これまでの制度改革においてみられたように、その数字自体を初めから取り出して云々すべきではない。

我が国の社会保障改革における基本的な選択肢はどのようなものであり、またそれらは財政的にどのような規模のものとなるのか、といった具体的な議論は、残された課題として今後、研究していきたい。

最後に、社会保障制度や税制は、我々のあざかり知らぬところで勝手に決められ、押しつけられるものではなく、我々一人一人が問題意識を持ち、周囲の人々や政治に働きかけることにより、社会のあり方を変えてゆけるということを言っておきたい。

今後このまま事態を放置していると、どのような社会を迎えるかは第1章で詳しく述べた。これから社会のあり方がどのようなものになっても、決して他人の責任にできるものではなく、たとえそれが政治に対する無知や無関心からくる不参加という選択であっても、我々一人一人が自ら選んだ結果である、ということを忘れてはならない。

## (2) 「長生きするリスク」について

第1章の第1節(5)－①で詳しく言及したように、個人の生活におけるリスクとしては、本研究では取り上げなかったが、今後「長生きするリスク」に対する対策が重要になってくると考える。

「平成10年度・生活保障に関する調査」(生命保険文化センター)によると、「老後に不安を感じる」と回答した割合は、男性で77.5%、女性で82.0%となっており、そのうち、「公的年金があてにならない」と感じている割合は73.9%である。

「公的保障と自助努力に関する意識調査」(同上)によれば、老後の生活に備えた個人年金や預貯金などの自助努力の必要性を尋ねると、「準備する必要がある」と答えた割合は96.0%にも達する。しかし、だからといって準備しているかといえばそうではなく、「十分にできている」(0.8%)と「ある程度は準備できている」(29.4%)を合わせても30.2%と3割に過ぎない結果となっており、意識と実態に大きな差が見られる。つまり、自助努力志向が高まっている一方で、現実には準備できていないのが実態であろう。

また、老後の生活資金として備えるために預貯金や生命保険、個人年金保険を選択する人が圧倒的に多く、金融商品の種類に偏りがある(総務省統計局『家計調査平成12年年報』によると、勤労者世帯の貯蓄の42.8%は預貯金で、33.0%が生命保険である)。

預貯金などは元本保証なので、預けた元本が減ることはなく、ノーリスクで確実な商品のようの思えるが、長期にわたる運用の場合には決してリスクがないわけではない。すなわち、利回りがインフレ率を上回れない場合に問題となり、名目上の元本は保たれても、購買力が低下(「実質は元本割れ」)してしまう。安全資産は老後にとて必ずしも「安全」ではないのである。実際、1970年1月末から預貯金で2001年1月末まで運用したとすると元本は約2.37倍となるが、物価は3.21倍となるという試算もある。ちなみに株式で運用した場合は9.78倍となっている(エル・ピー・エル日本証券の試算による)。

そこで、資金を効果的に増やすためには、債券や株式を組み込んだ投資商品での運用が必要となる。株式や債券というとすぐに「投機」と勘違いして拒否反応を示す人が多いが、「投機」とは、「機を見て資本を短期的に売買することで多大な利益を狙う」ことで、後述する「投資」とは全く異なる。多くの人のイメージにある、ブームで株を購入し、株価によって一喜一憂し、短期的な売り買いを繰り返すのは「投機」である。

なお、こうした方法では、株式市場や外国為替市場など、高度に組織化され、標準化され

た資産について大量の取引が行われている市場に関する限り、どんなに高度な理論を駆使しても、またどんなに情報を集め、どんなに複雑な計算をしたとしても、会社の機密情報等のインサイダ情報を用いない限りは、市場を出し抜いて継続的な超過収益を上げることはできない。

「投資」の基本は「長期投資」と「分散投資」であり、資金を複数の商品に分散し、長期的かつシステムティクに投資することにより、市場リスクを最小限に抑えつつ大きなリターンを狙うことが可能となる。以下本研究の主要テーマではないので、ごく簡単にその原理について述べる。

分散投資の原理は、生活の知恵として古くから知られており、「全ての卵を一つの籠に入れるな」ということである。もし1つの籠に入れてしまうと、籠を落としたときに全部壊れてしまう危険があるので、卵を運ぶ際には、いくつかの籠に分けて運ぶ方が安全だということである。つまり、一つの銘柄だけに投資すると、うまくいけば大きな利益を手にすることができますが、下手をすると大きな損が出てしまうということである。

余談になるが、シェークスピアの『ヴェニスの商人』で、アントニオが「僕の投資は、一つの船に集中しているわけではない。取引先も一箇所ではない。全財産が商いの運不運に左右されるわけではない。だから、船荷のことで悲しい思いをすることはない」（第1幕第1場）といっているが、これはまさに分散投資の原理である。この他にも、分散投資の原理を表す言葉として、「ヴェネツィアでは、小さな会社と少ない利益がたくさん積み重なって、大きな事業と莫大な財産を作り上げていた」（『ヴェネツィア史』クリスチャン・ベック著）等がある。

長期投資を行うのは、10年単位の動きで見れば、経済全体が右肩上がりであるならば、株式や債券の価格は上下に動きつつも全体として右肩上がりに上昇するからである。ただし、1つの国の株式や債券だけに投資するとその国の経済が右肩下がりとなる場合もあるので、資産は単一市場だけでなく、できるだけ経済成長率や景気サイクルの異なる海外に広く分散投資してリスクを低減する。

また、一度に大量に購入するのではなく、毎月定額を購入することも重要な要素である。システムティックに投資し、これだけ上がったからとりあえず利食っておこう、とか、今は高いからもう少し待ってから買おうとか、決してマーケットタイミングを図ろうとしてはならない。

低リスクの資産は長期間放置している一方、高リスクの資産は短期売買を繰り返す、という逆転したスタンスは決して成功しない方法であるが、多くの投資家はこの呪縛からなかなか抜けきれないでいる。そしてまた、下落相場の時に長く保有し、上昇相場には短くしか保有できない、つまり、利食いは早すぎる一方で損切りは遅れる傾向が強く見られる。

投資においては、上昇相場を逃さないことが重要であるが、市場の動向を長期にわたって継続的に予測することは不可能である以上、我々通常人にもできる簡単な方法は、常に相場に入っていること（つまり保有していること）である。

例えば、1925年末に投資した1ドルは、73年後の1998年末で2,351ドルに成長するのであるが、もし、そのうち月間騰落率が激しかった40ヶ月（2年に1ヶ月の割合）に投資しなかった場合は、14ドルにまで激減してしまうというデータがある（イボットン・アソシエイツ）。

毎月定時の積立型運用を行うことによって、マーケットタイミングに拘泥することでタイミング投資してしまうことを回避し、長期分散投資によりリスクを低減させつつ収益チャン

スの確実な捕捉を狙うことができる所以である。

以上から、「投資信託による世界市場への、毎月の定時定額積立型運用を長期にわたって行う」のが最も合理的な投資スタンスであることが分かるだろう。

今後は、「投資信託による世界市場への、毎月の定時定額積立型運用を長期にわたって行う」ことが考えうる最良の手段であることをより詳細に理論付けるとともに、具体的な商品にまで及んだ議論を展開したい。

本研究では、「保険はあくまで“貯蓄性の高い保険”あって、“貯蓄”ではないので、貯蓄として考えるなら、利回りの良い金融商品を選んで積み立てた方がお金は貯まる。よって、貯蓄と保障は分けて考えた方が合理的である」と述べたが、このことをまさにそれによって示すことができるであろう。

また、ケーススタディでは20代から40代の世帯を中心として取り上げたが、50代以降の世帯については取り上げなかった。これについてもやり残した課題として今後研究していく。

## 第2節 謝辞

本研究を終えるにあたり、御懇切なる御指導並びに御鞭撻を賜りました早島先生、平先生、相浦先生、辻先生に深く感謝申し上げます。

筆者が本研究を遂行するにあたり、お世話になりました中央研究室の事務の方々に御礼申しあげます。

本研究の内容全般及び姿勢に関して御懇切なる御助言と御講評を頂きましたソニー生命㈱大阪ライフプランナーセンター第1支社第1営業所の山本勝営業所長に深く感謝申し上げます。

本論文の資料として、保険設計書を快く作成してくれましたC.I.C.総研の北野靖代表に心から御礼申し上げます。

最後に、本研究の遂行と本論文の作成にあたり、終始激励してくれました叔父中山啓仁に深く感謝致します。

表1 生涯收支表

西暦 紀遺 年齢	まなみ 豊伸 知代	夫の収入 可分給与所得 公的年金	備考 車買換え	妻の収入 可分給与所得 公的年金			収入合計			支出合計	資金収支	貯蓄残高 現在価値に割り 戻し	
				446.0	452.7	516.0	288.0	125.7	60.4				
2001 40	36	11	8		70.0	516.0	522.7	125.8	61.0	44.0	29.2	552.3	
2002 41	37	12	9		70.0	529.5	296.7	125.9	76.1	44.0	29.7	572.4	
2003 42	38	13	10		70.0	536.4	301.2	126.0	76.9	44.0	30.1	578.1	
2004 43	39	14	11		70.0	543.4	305.7	126.1	77.6	44.0	30.6	584.0	
2005 44	40	15	12		70.0	550.3	310.3	126.2	100.9	44.0	31.0	612.4	
2006 45	41	16	13		70.0	557.7	314.9	126.3	101.9	44.0	31.5	618.6	
2007 46	42	17	14		70.0	565.0	319.6	126.4	102.9	44.0	32.0	624.9	
2008 47	43	18	15		70.0	572.4	324.4	126.5	237.3	44.0	32.4	764.6	
2009 48	44	19	16	長男大学入学	502.4	70.0	580.0	329.3	126.6	190.4	44.0	32.9	723.3
2010 49	45	20	17		70.0	587.6	334.2	126.7	192.3	44.0	33.4	811.2	
2011 50	46	21	18	車買換え	517.6	70.0	595.4	339.2	126.9	323.5	44.0	33.9	867.6
2012 51	47	22	19	長女大学入学	525.4	70.0	603.2	344.3	127.0	138.0	44.0	34.4	687.8
2013 52	48	23	20	長男就職	533.2	70.0	611.2	349.5	127.1	139.4	44.0	35.0	694.9
2014 53	49	24	21		70.0	619.4	354.7	127.2	140.8	44.0	35.5	702.2	
2015 54	50	25	22		70.0	627.6	252.0	127.3	44.0	44.0	25.2	448.5	
2016 55	51	26	23	長女就職	557.6	70.0	633.2	255.8	127.4	44.0	25.6	452.8	
2017 56	52	27	24		70.0	638.8	259.7	127.5	44.0	26.0	118.4	575.6	
2018 57	53	28	25	長女結婚	568.8	70.0	644.5	263.6	127.7	44.0	26.4	119.6	
2019 58	54	29	26	長男結婚	574.5	70.0	650.2	267.5	127.8	44.0	26.8	466.0	
2020 59	55	30	27		580.2	70.0	656.0	271.5	127.9	44.0	27.2	714.6	
2021 60	56	31	28	退職、旅行	586.0	1270.0	70.0	70.0	274.2	12.2	10.0	27.4	323.9
2022 61	57	32	29		70.0		70.0	277.0	12.3	10.0	27.7	327.0	-257.0
2023 62	58	33	30		70.0		70.0	279.8	12.4	10.0	28.0	330.2	-260.2
2024 63	59	34	31		70.0		70.0	282.6	12.6	10.0	28.3	333.4	-263.4
2025 64	60	35	32		70.0		71.5	285.4	12.7	10.0	28.5	384.7	-212.3
2026 65	61	36	33	自宅修繕	245.6	70.0	315.6	284.2	13.3	10.0	28.8	721.3	-406.0
2027 66	62	37	34		248.1	70.0	318.1	288.2	12.8	10.0	28.8	339.9	-211.8
2028 67	63	38	35		250.6	70.0	320.6	291.1	13.0	10.0	29.1	343.2	-22.6
2029 68	64	39	36		253.1	70.0	323.1	294.0	13.1	10.0	29.4	346.5	-23.5
2030 69	65	40	37		210.0	70.0	71.5	351.4	13.2	10.0	29.7	349.9	1.6
2031 70	66	41	38	車買換え、旅行	212.1	72.2	72.2	284.2	13.3	10.0	30.0	269.6	-328.6
2032 71	67	42	39		214.2	72.9	287.1	302.9	13.5	10.0	30.3	356.7	-69.6
2033 72	68	43	40		216.3	73.6	290.0	306.0	13.6	10.0	30.6	360.2	-70.2
2034 73	69	44	41		218.5	74.4	292.9	309.0	13.7	10.0	30.9	363.7	-70.8
2035 74	70	45	42		220.7	75.1	295.8	312.1	13.9	10.0	31.2	367.2	-71.4
2036 75	71	46	43		222.9	75.8	298.7	315.2	14.0	10.0	31.5	370.8	-72.0
2037 76	72	47	44		225.1	76.6	301.7	318.4	14.2	10.0	31.8	374.4	-72.7
2038 77	73	48	45		227.4	77.4	304.7	321.6	14.3	10.0	32.2	378.0	-73.3
2039 78	74	49	46		229.6	78.1	307.8	324.8	14.5	10.0	32.5	381.7	-73.9
2040 79	75	50	47		231.9	78.9	310.9	328.0	14.6	10.0	32.8	385.4	-74.6
2041 80	76	51	48		234.3	79.7	314.0	331.3	14.7	10.0	33.1	389.2	-75.2
2042 81	77	52	49		177.5	80.5	258.0	216.5	14.9	10.0	21.7	263.1	-5.1
2043 82	78	53	50		179.2	81.3	260.5	218.7	15.0	10.0	21.9	265.6	-5.1
2044 83	79	54	51		181.0	82.1	263.2	220.9	15.2	10.0	22.1	268.2	-5.0
2045 84	80	55	52		182.8	83.0	265.8	223.1	15.3	10.0	22.3	270.8	-5.0
2046 85	81	56	53		184.7	83.8	268.4	225.3	15.5	10.0	22.5	273.4	-4.9
2047 86	82	57	54		186.5	84.6	271.1	227.6	15.6	10.0	22.8	276.0	-4.9
2048 87	83	58	55		188.4	85.5	273.8	229.9	15.8	10.0	23.0	278.7	-4.8
2049 88	84	59	56		190.3	86.3	276.6	232.2	16.0	10.0	23.2	281.3	-4.8
2050 89	85	60	57		192.2	87.2	279.3	234.5	16.1	10.0	23.4	284.1	-4.7

表2 生涯収支表《改善後》

西暦 紀過 まなみ 豊伸 知代	年齢	備考	妻の収入					夫の収入					支出					
			可分給与所得	公的年金	その他	可分給与所得	公的年金	その他	収入合計	生活費	教育費	医療費	その他の支出	一時的支出	支出行合計	資金取扱	貯蓄残高	現在価値に割り 戻した貯蓄残高
2001	40	36	11	8	車買換え	446.0	100.0	546.0	546.0	125.7	60.4	44.0	25.9	100.0	615.2	-69.2	334.8	334.8
2002	41	37	12	9		452.7	100.0	552.7	263.1	125.8	61.0	44.0	26.3	32.5	520.7	32.5	370.7	367.0
2003	42	38	13	10		459.5	100.0	559.5	267.0	125.9	76.1	44.0	26.7	539.7	19.8	394.1	386.4	
2004	43	39	14	11		466.4	100.0	566.4	271.0	126.0	76.9	44.0	27.1	545.0	21.4	419.5	407.1	
2005	44	40	15	12		473.4	100.0	573.4	275.1	126.1	77.6	44.0	27.5	550.3	23.0	446.7	429.3	
2006	45	41	16	13		480.5	100.0	580.5	279.2	126.2	100.9	44.0	27.9	578.2	2.2	453.4	431.4	
2007	46	42	17	14		487.7	100.0	587.7	283.4	126.3	101.9	44.0	28.3	584.0	3.7	461.6	434.9	
2008	47	43	18	15		495.0	100.0	595.0	287.7	126.4	102.9	44.0	28.8	589.8	5.2	471.5	439.8	
2009	48	44	19	16	長男大学入学	502.4	100.0	602.4	292.0	126.5	237.3	44.0	-100.0	628.9	-26.5	449.7	415.3	
2010	49	45	20	17		510.0	100.0	610.0	296.4	126.6	190.4	44.0	29.6	687.0	-77.1	377.1	344.8	
2011	50	46	21	18	車買換え	517.6	100.0	617.6	300.8	126.7	192.3	44.0	30.1	110.5	804.4	-186.8	194.1	175.7
2012	51	47	22	19	長女大学入学	525.4	100.0	625.4	305.3	126.9	323.5	44.0	30.5	-100.0	730.2	-104.9	91.1	81.7
2013	52	48	23	20	長男就職	533.2	100.0	633.2	309.9	127.0	138.0	44.0	31.0	649.9	-16.6	75.4	66.9	
2014	53	49	24	21		541.2	100.0	641.2	314.6	127.1	139.4	44.0	31.5	656.5	-15.2	60.9	53.5	
2015	54	50	25	22		549.4	100.0	649.4	319.3	127.2	140.8	44.0	31.9	663.2	-13.8	47.7	41.5	
2016	55	51	26	23	長女就職	557.6	100.0	657.6	226.8	127.3	44.0	22.7	420.8	236.8	285.0	245.5		
2017	56	52	27	24		563.2	100.0	663.2	230.2	127.4	44.0	23.0	424.7	230.5	526.3	448.9		
2018	57	53	28	25	長女結婚	568.8	100.0	668.8	233.7	127.5	44.0	23.4	100.0	528.6	140.2	671.8	567.3	
2019	58	54	29	26	長男結婚	574.5	100.0	674.5	237.2	127.7	44.0	23.7	100.0	532.6	141.9	820.5	685.9	
2020	59	55	30	27		580.2	100.0	680.2	240.8	127.8	44.0	24.1	436.6	243.6	1072.3	887.6		
2021	60	56	31	28	退職、旅行	586.0	127.0	100.0	1956.0	244.4	127.9	44.0	24.4	244.0	684.7	1271.3	2354.4	1929.5
2022	61	57	32	29		100.0	70.0	100.0	270.0	261.8	122.2	10.0	26.2	310.2	-40.2	2337.7	1896.9	
2023	62	58	33	30		100.0	70.0	100.0	270.0	265.7	123.3	10.0	26.6	314.6	-44.6	2316.5	1861.1	
2024	63	59	34	31		100.0	70.0	100.0	270.0	269.7	124.4	10.0	27.0	319.1	-49.1	2290.6	1822.0	
2025	64	60	35	32		100.0	70.0	100.0	270.0	273.8	126.6	10.0	27.4	323.7	-53.7	2259.8	1797.7	
2026	65	61	36	33	自宅修繕	100.0	245.6	70.0	415.6	277.9	127.7	10.0	27.8	384.7	713.1	-297.5	1984.9	1547.8
2027	66	62	37	34		248.1	70.0	318.1	282.0	128.0	10.0	28.2	333.1	-15.0	1989.8	1536.2		
2028	67	63	38	35		250.6	70.0	320.6	286.3	13.0	10.0	28.6	337.8	-17.3	1992.4	1523.0		
2029	68	64	39	36		253.1	70.0	323.1	290.5	13.1	10.0	29.1	342.7	-19.6	1992.7	1508.1		
2030	69	65	40	37		210.0	70.0	71.5	351.4	294.9	13.2	10.0	29.5	347.6	3.8	2016.4	1511.0	
2031	70	66	41	38	車買換え、旅行	212.1		72.2	284.2	299.3	13.3	10.0	29.9	269.6	622.2	-337.9	1698.7	1260.3
2032	71	67	42	39		214.2		72.9	287.1	303.8	13.5	10.0	30.4	357.7	-70.6	1645.0	1208.4	
2033	72	68	43	40		216.3		73.6	290.0	308.4	13.6	10.0	30.8	362.8	-72.9	1588.6	1155.4	
2034	73	69	44	41		218.5		74.4	292.9	313.0	13.7	10.0	31.3	368.1	-75.2	1529.3	1101.3	
2035	74	70	45	42		229.6		75.1	295.8	317.7	13.9	10.0	31.8	373.4	-77.6	1467.0	1046.6	
2036	75	71	46	43		222.9		75.8	298.7	322.5	14.0	10.0	32.2	378.7	-80.0	1401.7	989.5	
2037	76	72	47	44		225.1		76.6	301.7	229.1	14.2	10.0	22.9	276.2	25.5	1441.3	1007.3	
2038	77	73	48	45		227.4		77.4	304.7	232.5	14.3	10.0	23.3	280.1	24.6	1480.3	1024.4	
2039	78	74	49	46		229.6		78.1	307.8	236.0	14.5	10.0	23.6	284.1	23.7	1518.8	1040.6	
2040	79	75	50	47		231.9		78.9	310.9	239.6	14.6	10.0	24.0	288.1	22.7	1556.8	1056.1	
2041	80	76	51	48		234.3		79.7	314.0	243.2	14.7	10.0	24.3	292.2	21.8	1594.1	1070.7	
2042	77	77	52	49		177.5		80.5	258.0	194.9	14.9	10.0	19.5	239.3	18.7	1628.7	1083.1	
2043	78	73	53	50		218.5		81.3	260.5	196.8	15.0	10.0	19.7	241.6	19.0	1664.0	1095.6	
2044	79	74	51	51		229.6		82.1	263.2	198.8	15.2	10.0	19.9	243.9	19.3	1699.9	1108.2	
2045	80	75	52	52		182.8		83.0	265.8	200.8	15.3	10.0	20.1	246.2	19.6	1736.5	1120.8	
2046	81	76	53	53		184.7		83.8	268.4	202.8	15.5	10.0	20.3	248.6	19.9	1773.8	1133.5	
2047	82	77	54	54		186.5		84.6	271.1	204.8	15.6	10.0	20.5	251.0	20.2	1811.7	1146.3	
2048	83	78	55	55		188.4		85.5	273.8	206.9	15.8	10.0	20.7	253.4	20.5	1850.2	1159.1	
2049	84	79	56	56		190.3		86.3	276.6	208.9	16.0	10.0	20.9	255.8	20.8	1889.5	1172.0	
2050	85	80	57	57		192.2		87.2	279.3	211.0	16.1	10.0	21.1	258.3	21.1	1929.5	1184.9	

必要保障額推移表

西暦	年齢	収入		備考		支出		老齢基礎年金	その他の賃料収入	収入合計	生活費	教育費	医療保険料	その他支出	支出合計	必要保障額	貯蓄残高	有価証券等売却可能資産	死亡準備金・預貯金等現状	不動産支出し備え予備資金	既加入生命保険金額			
		記述	まちなみ	豊作	知代	基礎年金	遺族厚生年金																	
2001	40	36	11	8	重買換え	107.7	40.9	248.6	181.8	10.0	60.4	10.0	18.2	100.0	380.4	3789.0	400.0	0.0	300.0	200.0	100.0	1050.0	2339.0	
2002	41	37	12	9		108.8	41.3	250.1	183.6	10.1	61.0	10.0	18.4	283.1	3657.2	334.8	0.0	350.0	202.0	101.0	1050.0	2225.4		
2003	42	38	13	10		109.9	41.7	100.0	185.5	10.2	76.1	10.0	18.5	300.3	3624.2	370.7	0.0	400.0	204.0	102.0	1050.0	2109.5		
2004	43	39	14	11		111.0	42.1	100.0	187.3	10.3	76.9	10.0	18.7	303.2	3575.4	394.1	0.0	450.0	206.1	103.0	1050.0	1990.4		
2005	44	40	15	12		112.1	42.5	100.0	189.2	10.4	77.6	10.0	18.9	306.1	3525.3	419.5	0.0	500.0	208.1	104.1	1050.0	1941.1		
2006	45	41	16	13		113.2	43.0	100.0	191.1	10.5	100.9	10.0	19.1	331.6	3473.8	446.7	0.0	550.0	210.0	105.1	1050.0	1742.4		
2007	46	42	17	14		114.3	43.4	100.0	193.0	10.6	101.9	10.0	19.3	334.8	3398.3	453.4	0.0	600.0	212.3	106.2	1050.0	1613.4		
2008	47	43	18	15		115.5	43.8	100.0	194.9	10.7	102.9	10.0	19.5	338.1	3321.2	461.6	0.0	650.0	214.4	107.2	1050.0	1481.2		
2009	48	44	19	16	長男大学入学	95.3	44.3	100.0	239.6	196.9	10.8	237.3	10.0	19.7	-100.0	374.6	3242.5	471.5	0.0	700.0	216.6	108.3	1050.0	1345.8
2010	49	45	20	17		96.3	46.5	100.0	242.8	198.8	10.9	190.4	10.0	19.9	430.1	3107.4	449.7	0.0	750.0	218.7	109.4	1050.0	1185.9	
2011	50	46	21	18	重買換え	97.2	48.8	100.0	246.0	200.8	11.0	20.1	119.2	319.3	544.7	2920.1	377.1	0.0	800.0	220.9	110.5	1050.0	1024.4	
2012	51	47	22	19	長女大学入学	51.1	57.2	100.0	208.3	202.8	11.2	323.5	10.0	20.3	-100.0	467.8	194.1	0.0	850.0	223.1	111.6	1050.0	862.0	
2013	52	48	23	20	長男就職	53.4	57.8	100.0	211.2	204.9	11.3	138.0	10.0	20.5	384.6	2361.9	91.1	0.0	900.0	225.6	112.7	1050.0	658.8	
2014	53	49	24	21		55.8	58.4	100.0	214.2	206.9	11.4	139.4	10.0	20.7	388.4	2188.4	75.4	0.0	950.0	227.6	113.8	1050.0	454.4	
2015	54	50	25	22		58.3	58.9	100.0	217.2	209.0	11.5	140.8	10.0	20.9	392.2	2014.2	60.9	0.0	1000.0	229.9	114.9	1050.0	248.1	
2016	55	51	26	23	長女就職	70.9	59.5	100.0	230.4	150.5	11.6	10.0	15.0	187.1	1839.2	47.7	0.0	1050.0	232.2	116.1	1050.0	39.8		
2017	56	52	27	24		73.8	60.1	100.0	233.9	152.0	11.7	10.0	15.2	188.9	1882.5	285.0	0.0	1100.0	234.5	117.3	1050.0	-200.7		
2018	57	53	28	25	長女結婚	76.8	60.7	100.0	237.5	153.5	11.8	10.0	15.3	100.0	290.7	1927.6	526.3	0.0	1150.0	236.9	118.4	1050.0	-443.5	
2019	58	54	29	26	長男結婚	79.9	61.3	100.0	241.2	155.0	12.0	10.0	15.5	100.0	292.5	1874.4	671.8	0.0	1200.0	239.2	119.6	1050.0	-688.5	
2020	59	55	30	27		83.0	61.9	100.0	244.9	156.6	12.1	10.0	15.7	194.3	1823.2	820.5	0.0	1250.0	241.6	120.8	1050.0	-934.9		
2021	60	56	31	28		86.1	62.6	100.0	248.7	158.1	12.2	10.0	15.8	122.0	318.2	1873.8	1072.3	0.0	1300.0	244.0	122.0	1050.0	-1182.5	
2022	61	57	32	29		87.0	63.2	100.0	250.2	159.7	12.3	10.0	16.0	198.0	1804.3	2354.4	0.0	1246.5	123.2	1050.0	-1230.4			
2023	62	58	33	30		87.9	63.8	100.0	251.7	161.3	12.4	10.0	16.1	199.9	1856.4	2354.2	0.0	248.9	124.5	1050.0	-1174.4			
2024	63	59	34	31		88.7	64.5	100.0	253.2	162.9	12.6	10.0	16.3	201.8	1908.2	2351.2	0.0	251.4	125.7	1050.0	-1115.9			
2025	64	60	35	32		89.6	65.1	100.0	254.7	164.6	12.7	10.0	16.5	203.7	1959.6	2345.3	0.0	253.9	127.0	1050.0	-1054.8			
2026	65	61	36	33	自宅修繕	90.5	66.2	100.0	256.2	166.2	12.8	10.0	16.6	384.7	590.3	2016.6	2336.5	0.0	256.5	128.2	1050.0	-991.1		
2027	66	62	37	34		91.4	67.1	100.0	91.4	167.9	13.0	10.0	16.8	207.6	1510.8	2085.5	0.0	259.1	129.5	1050.0	-1236.1			
2028	67	63	38	35		92.3	69.5	100.0	92.3	169.5	13.1	10.0	17.0	209.6	1394.6	2116.3	0.0	261.6	130.8	1050.0	-1379.2			
2029	68	64	39	36		93.3	71.2	100.0	93.3	171.2	13.2	10.0	17.1	211.6	1277.4	2146.8	0.0	264.3	132.1	1050.0	-1523.0			
2030	69	65	40	37		94.2	74.4	100.0	94.2	168.6	13.3	10.0	17.3	213.6	1159.1	2177.2	0.0	266.9	133.5	1050.0	-1667.8			
2031	70	66	41	38	重買換え	95.1	75.1	100.0	95.1	170.2	14.7	10.0	17.5	134.8	350.4	1114.0	2233.2	0.0	269.6	134.8	1050.0	-1764.8		
2032	71	67	42	39		96.1	75.8	100.0	96.1	176.4	13.6	10.0	17.6	217.7	933.9	1949.9	0.0	272.3	136.1	1050.0	-1657.6			
2033	72	68	43	40		97.1	76.5	100.0	97.1	173.7	178.2	13.7	10.0	17.8	219.8	888.1	1931.1	0.0	275.0	137.5	1050.0	-1682.0		
2034	73	69	44	41		98.0	77.4	100.0	98.0	175.4	180.0	13.9	10.0	18.0	221.9	842.0	1915.9	0.0	277.7	138.9	1050.0	-1707.3		
2035	74	70	45	42		99.0	78.1	100.0	99.0	177.1	181.8	14.0	10.0	18.2	224.0	795.6	1898.2	0.0	280.5	140.3	1050.0	-1731.9		
2036	75	71	46	43		100.0	78.9	100.0	100.0	178.9	183.6	14.2	10.0	18.4	226.1	748.7	1880.1	0.0	283.3	141.7	1050.0	-1756.4		
2037	76	72	47	44		101.0	79.7	100.0	101.0	180.7	185.4	14.3	10.0	18.5	228.3	701.5	1861.5	0.0	286.2	143.1	1050.0	-1780.8		
2038	77	73	48	45		102.0	80.5	100.0	102.0	182.5	187.3	14.5	10.0	18.7	230.5	634.0	1842.5	0.0	289.0	144.5	1050.0	-1805.0		
2039	78	74	49	46		103.0	81.3	100.0	103.0	184.3	189.2	15.3	10.0	19.9	232.7	606.0	1823.0	0.0	291.9	146.0	1050.0	-1829.1		
2040	79	75	50	47		104.1	82.1	100.0	104.1	186.2	191.0	14.7	10.0	20.1	234.9	557.7	1803.1	0.0	294.8	147.4	1050.0	-1853.1		
2041	80	76	51	48		105.1	83.0	100.0	105.1	188.0	193.0	14.9	10.0	19.3	237.1	509.0	1782.6	0.0	297.8	148.9	1050.0	-1877.0		
2042	81	77	52	49		106.1	83.8	100.0	106.1	189.9	194.9	15.0	10.0	19.5	239.4	459.9	1761.7	0.0	300.8	150.4	1050.0	-1900.7		
2043	82	78	53	50		107.2	84.6	100.0	107.2	191.8	196.8	15.2	10.0	19.7	241.7	410.4	1798.0	0.0	303.8	151.9	1050.0	-1982.0		
2044	83	79	54	51		108.3	85.5	100.0	108.3	193.7	198.8	15.3	10.0	20.0	244.0	360.5	1835.0	0.0	306.8	153.4	1050.0	-2064.3		
2045	80	80	55	52		109.4	86.3	100.0	109.4	195.7	200.8	15.5	10.0	20.1	246.4	310.3	1872.6	0.0	309.9	154.9	1050.0	-2147.6		
2046	81	81	56	53		110.5	87.2	100.0	110.5	197.6	202.8	15.6	10.0	20.3	248.7	251.1	208.5	0.0	313.0	156.5	1050.0	-2231.9		
2047	82	82	57	54		111.6	88.1	100.0	111.6</td															

必要保障額推移表《改善後》

年齢	性別	年齢	性別	備考		収入		支出		必要保険料		被扶養保険料		被扶養保険料		被扶養保険料		被扶養保険料		被扶養保険料		被扶養保険料											
				主な会員登録	会員登録	年齢	年齢	中高齢者年金	高齢年金	その他の老齢年金	老齢基礎年金	新規年金	年金	収入合計	生活費	住居費	教育費	民間年金料	その他の支出し	一括の支出し	支出合計	必要保険料	貯蓄額高	預貯金	取扱保険金	合計保険金	必要保険料	金額					
2001	40	36	11	8	車買換え	107.7	40.9	248.6	181.8	10.0	60.4	260.1	18.2	100.0	396.5	4192.5	400.0	300.0	5040.0	5090.0	-1297.5	50.0	5040.0	5090.0	-1297.5	50.0	5040.0	5090.0	-1297.5				
2002	41	37	12	9	車買換え	108.8	41.3	100.0	250.1	183.6	10.1	61.0	261.1	18.5	100.0	395.4	4044.5	322.3	300.0	500.0	4800.0	4850.0	-1174.7	50.0	500.0	4800.0	4850.0	-1174.7	50.0	500.0	4800.0	4850.0	-1174.7
2003	42	38	13	10	車買換え	109.9	41.7	100.0	251.6	183.5	10.2	61.5	261.1	18.5	100.0	395.4	3905.4	345.5	0.0	400.0	204.0	102.0	50.0	4560.0	4610.0	-1054.1	50.0	4560.0	4610.0	-1054.1			
2004	43	39	14	11	車買換え	111.0	42.1	100.0	253.1	187.3	10.3	76.9	261.1	18.7	100.0	395.4	3905.5	356.2	0.0	450.0	206.1	103.0	50.0	4320.0	4370.0	-936.6	50.0	4320.0	4370.0	-936.6			
2005	44	40	15	12	車買換え	112.1	42.5	100.0	254.6	189.2	10.4	77.6	261.1	18.9	100.0	395.4	3864.2	368.6	0.0	500.0	208.1	104.1	50.0	4080.0	4130.0	-822.2	50.0	4080.0	4130.0	-822.2			
2006	45	41	16	13	車買換え	113.2	43.0	100.0	256.2	191.1	10.5	100.9	261.1	19.1	100.0	395.4	3976.6	382.8	0.0	550.0	210.2	105.1	50.0	3840.0	3890.0	-711.0	50.0	3840.0	3890.0	-711.0			
2007	46	42	17	14	車買換え	114.3	43.4	100.0	257.7	193.0	10.6	101.9	261.1	19.3	100.0	395.4	3705.0	376.4	0.0	600.0	212.3	106.2	50.0	3650.0	3650.0	-602.9	50.0	3650.0	3650.0	-602.9			
2008	47	43	18	15	車買換え	115.5	43.8	100.0	259.3	194.9	10.7	102.9	261.1	19.5	100.0	395.4	3611.7	371.3	0.0	650.0	214.4	107.2	55.0	3360.0	3415.0	-502.9	55.0	3360.0	3415.0	-502.9			
2009	48	44	19	16	車買換え	116.5	44.3	100.0	259.6	196.9	10.8	103.9	261.1	19.7	100.0	395.4	3608.8	361.8	0.0	700.0	216.6	108.3	50.0	3180.0	3240.0	-406.0	50.0	3180.0	3240.0	-406.0			
2010	49	45	20	17	車買換え	116.3	46.5	100.0	248.2	198.8	10.9	190.4	261.1	19.9	100.0	395.4	3365.7	332.4	0.0	750.0	218.7	109.4	65.0	2880.0	2945.2	-333.8	65.0	2880.0	2945.2	-333.8			
2011	50	46	21	18	車買換え	117.2	48.8	100.0	246.0	200.8	11.0	192.3	261.1	20.1	100.0	395.4	3162.2	246.1	0.0	800.0	220.9	110.5	70.4	2640.0	2710.4	-262.9	70.4	2640.0	2710.4	-262.9			
2012	51	47	22	19	車買換え	118.2	51.1	100.0	208.3	202.8	11.2	323.5	261.1	20.3	-100.0	395.4	2847.4	49.2	0.0	850.0	223.1	111.6	75.8	2400.0	2475.8	-193.0	75.8	2400.0	2475.8	-193.0			
2013	52	48	23	20	車買換え	119.2	53.4	100.0	211.2	204.9	11.3	138.0	261.1	20.5	400.8	2571.7	67.7	0.0	900.0	225.4	112.7	81.2	2160.0	2241.2	-163.8	81.2	2160.0	2241.2	-163.8				
2014	53	49	24	21	車買換え	119.5	55.8	100.0	214.2	206.9	11.4	139.4	261.1	20.7	404.5	2382.1	97.5	0.0	950.0	227.6	113.8	86.7	1920.0	2066.7	-135.7	86.7	1920.0	2066.7	-135.7				
2015	54	50	25	22	車買換え	119.5	58.3	100.0	217.2	209.0	11.5	140.8	261.1	20.9	408.3	2191.8	229.9	0.0	1000.0	229.9	114.9	92.3	1680.0	1727.3	-109.5	92.3	1680.0	1727.3	-109.5				
2016	55	51	26	23	車買換え	119.5	59.5	100.0	230.4	150.5	11.6	141.7	261.1	21.0	405.0	232.2	115.8	0.0	1050.0	232.2	116.1	98.1	1440.0	1588.1	-85.3	98.1	1440.0	1588.1	-85.3				
2017	56	52	27	24	車買換え	119.5	73.8	100.0	233.9	152.0	12.0	142.6	261.1	21.2	405.0	2027.8	68.9	0.0	1100.0	234.5	117.3	104.0	1200.0	1304.0	-93.3	104.0	1200.0	1304.0	-93.3				
2018	57	53	28	25	車買換え	119.5	76.8	100.0	237.5	153.5	11.8	143.5	261.1	21.3	400.0	2056.7	295.6	0.0	1150.0	236.9	118.4	110.0	960.0	1070.0	-103.6	110.0	960.0	1070.0	-103.6				
2019	58	54	29	26	車買換え	119.5	79.9	100.0	241.2	155.0	12.0	144.4	261.1	21.5	400.0	227.2	119.6	0.0	1200.0	239.2	120.7	116.2	720.0	832.0	-161.6	116.2	720.0	832.0	-161.6				
2020	59	55	30	27	車買換え	119.5	83.0	100.0	244.9	156.6	12.1	145.3	261.1	21.6	404.5	210.4	120.8	0.0	1250.0	241.6	120.8	120.8	680.0	602.5	-130.0	120.8	680.0	602.5	-130.0				
2021	60	56	31	28	車買換え	119.5	86.1	100.0	248.7	158.1	12.2	146.2	261.1	21.7	408.3	212.0	122.0	0.0	1300.0	244.0	122.0	122.0	680.8	648.0	-84.9	122.0	680.8	648.0	-84.9				
2022	61	57	32	29	車買換え	119.5	87.0	100.0	250.2	159.7	12.3	147.1	261.1	21.8	405.0	214.2	123.2	0.0	1300.0	246.5	123.2	129.5	680.8	728.0	-45.7	123.2	680.8	728.0	-45.7				
2023	62	58	33	30	車買換え	119.5	92.3	100.0	251.7	161.3	12.4	148.0	261.1	21.9	405.0	2044.2	295.6	0.0	1300.0	248.9	124.5	130.2	680.8	756.0	-24.5	130.2	680.8	756.0	-24.5				
2024	63	59	34	31	車買換え	119.5	92.3	100.0	253.2	162.9	12.6	148.9	261.1	21.9	405.0	217.9	140.5	0.0	1300.0	251.4	125.7	130.6	680.8	784.0	-16.1	130.6	680.8	784.0	-16.1				
2025	64	60	35	32	車買換え	119.5	95.6	100.0	254.7	164.6	12.7	149.8	261.1	22.0	405.0	219.9	149.6	0.0	1300.0	253.9	127.0	131.0	680.8	812.0	-224.5	131.0	680.8	812.0	-224.5				
2026	65	61	36	33	車買換え	119.5	99.5	100.0	256.2	166.2	12.8	150.7	261.1	22.1	408.3	234.7	150.3	0.0	1300.0	256.5	128.2	131.2	680.8	840.0	-264.4	131.2	680.8	840.0	-264.4				
2027	66	62	37	34	車買換え	119.5	91.4	100.0	257.7	167.9	13.0	151.6	261.1	22.2	405.0	237.6	151.8	0.0	1300.0	259.1	129.5	131.3	680.8	868.0	-296.0	131.3	680.8	868.0	-296.0				
2028	67	63	38	35	車買換え	119.5	92.3	100.0	259.2	169.5	13.1	152.5	261.1	22.3	405.0	240.6	152.5	0.0	1300.0	261.6	130.8	131.2	680.8	884.0	-34.6	131.2	680.8	884.0	-34.6				
2029	68	64	39	36	車買換え	119.5	93.3	100.0	260.7	171.2	13.2	153.4	261.1	22.4	405.0	243.4	153.6	0.0	1300.0	264.3	131.2	131.0	680.8	900.0	-224.5	131.0	680.8	900.0	-224.5				
2030	69	65	40	37	車買換え	119.5	94.2	100.0	262.2	172.9	13.3	154.3	261.1	22.5	405.0	247.1	154.5	0.0	1300.0	266.9	133.5	130.0	680.8	916.4	-364.4	130.0	680.8	916.4	-364.4				
2031	70	66	41	38	車買換え	119.5	95.1	100.0	263.7	174.7	13.4	155.2	261.1	22.6	405.0	250.4	155.9	0.0	1300.0	269.6	134.8	134.8	680.8	932.0	-457.6	134.8	680.8	932.0	-457.6				
2032	71	67	42	39	車買換え	119.5	96.1	100.0	265.2	176.4	13.6	156.1	261.1	22.7	405.0	253.9	156.9	0.0	1300.0	272.3	136.1	139.6	680.8	948.0	-546.2	136.1	680.8	948.0	-546.2				
2033	72	68	43	40	車買換え	119.5	97.1	100.0	266.7	178.2	13.7	157.0	261.1	22.8	405.0	257.7	158.2	0.0	1300.0	275.0	137.5	128.9	680.8	964.0	-666.5	137.5	680.8	964.0	-666.5				
2034	73	69	44	41	車買換え	119.5	97.4	100.0	268.2	179.5	13.9	157.9	261.1	22.9	405.0	260.4	158.0	0.0	1300.0	277.7	138.9	128.1	680.8	979.0	-386.5	138.9	680.8	979.0	-386.5				
2035	74	70	45	42	車買換え	119.5	99.0	100.0	269.7	181.8	14.0	158.8	261.1	23.0	405.0	274.0	159.5	0.0	1300.0	280.5	140.3	127.1	680.8	995.6	-146.1	127.1	680.8	995.6	-146.1				
2036	75	71	46	43	車買換え	119.5	100.0	100.0	271.2	183.6	14.2	159.7	261.1	23.1	405.0	278.3	160.0	0.0	1300.0	283.3	141.7	126.0	680.8	1012.0	-125.5	126.0	680.8	1012.0	-125.5				
2037	76	72	47	44	車買換え	119.5	101.1	100.0	272.7	185.4	14.3	160.6	261.1	23.2	405.0	282.3	160.5	0.0	1300.0	286.2	143.1	124.8	680.8	1028.0	-444.6	124.8	680.8	1028.0	-444.6				
2038	77	73	48	45	車買換え	119.5	102.0	100.0	274.2	187.3	14.5	161.5	261.1	23.3	405.0	285.0	163.4	0.0	1300.0	290.9	144.5	123.4	680.8	1044.0	-463.4	123.4	680.8	1044.0	-463.4				
2039	78	74	49	46	車買換え	119.5	103.0	100.0	275.7	189.2	14.6</td																						

## 第4章 添付資料（省略）

### 第5章 文献一覧

- 『ライフプランニング・リタイアメントプランニング（平成12年度税制改正対応）』（日本ファイナンシャル・プランナーズ協会、2001年）
- 『リスクと保険（平成12年度税制改正対応）』（日本ファイナンシャル・プランナーズ協会、2001年）
- 『JOURNAL of Financial Planning October 2001, 50-51』（日本ファイナンシャル・プランナーズ協会）
- 『JOURNAL of Financial Planning December 2000, 40-41』（日本ファイナンシャル・プランナーズ協会）
- 『JOURNAL of Financial Planning April 2000, 18-21』（日本ファイナンシャル・プランナーズ協会）
- 『JOURNAL of Financial Planning October 1999, 84-85』（日本ファイナンシャル・プランナーズ協会）
- 『暮らしと金融なんでもデータ』（金融広報中央委員会発行、2001年）
- 『新ライフプランデータブック〈生活設計資料集〉』（生命保険文化センター、2000年）
- 『2000年版生命保険ファクトブック』（生命保険文化センター、2001年）
- 『医療保障ガイド』（生命保険文化センター、2001年）
- 広井良典『日本の社会保障』（岩波書店、2000年（第5刷））
- 広井良典『定常型社会—新しい“豊かさ”の構想』（岩波書店、2000年（第5刷））
- 野口悠紀夫『金融工学、こんなに面白い』（文春新書、2000年）
- 野口悠紀夫『日本経済再生の戦略—21世紀への海図』（文春新書、2000年）
- 正村公宏『日本をどう変えるのか—ナショナルゴールの転換』（日本放送出版協会、1999年）
- 海江田万里『年金・保険新常識』（実業之日本社、2000年）
- 岸内玲子・阿部知沙子『危ない金融商品を見極める本』（KKベストセラーズ、1997年）
- FPアソシエイツ&コンサルティング『プロから学ぶFPビジネス成功術』（日本マンパワー、2001年）
- 中村芳子・山田静江『はじめての保険・年金』（日本経済新聞社、2000年）
- 中村芳子『生命保険のカラクリがわかる本』（東洋経済新聞社、1997年）
- 児玉美穂『はじめての年金・医療保険』（集英社、2001年）
- 『CFP資格審査試験問題集／ライフプランニング・リタイアメントプランニング—平成11年度第2回～12年度第2回』（日本ファイナンシャル・プランナーズ協会、2001年）
- 『CFP資格審査試験問題集／リスクと保険—平成11年度第2回～12年度第2回』（日本ファイナンシャル・プランナーズ協会、2001年）

#### 注

- (1) 金融分野全体にわたる規制緩和を行うことで、日本の金融市场をフリー・フェア・グローバルなものにし、欧米に匹敵する金融市场の再生を目指す金融改革をいう。
- (2) 老齢人口比率7%から14%になるまでフランスで125年、スウェーデンでは85年、アメ

リカで 85 年も要したが、日本ではわずかに 24 年である。

- (3) 『平成 11 年版・厚生白書』によると、高齢者世帯の所得の約 6 割は公的年期が占め、所得の全てを公的年金に依存している世帯は 56.0% である。
- (4) 「賦課方式」とは、現役世代が支払う年金保険料で受給世代が受け取るお金を賄う方式をいう。平成 9 年 1 月推計の国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」によると、1995 年は 4.7 人の現役世代で 1 人の年金受給者を支えていたが、2000 年には 4 人で 1 人を、さらに高齢化のピークを向かえる 2025 年には、2.2 人で 1 人を支えることになる見通しになっている。
- (5) 厚生年金基金連合会によると、代表的な企業年金である厚生年金基金の 2000 年度の資産運用利回りが平均でマイナス 9.83% である。また、税制適格退職年金では 98 年度の減少数が過去最高の 3283 件となっており、厚生年金基金においても 97 年度の 14 基金に続いて、98 年度にも 18 基金が解散している。
- (6) 例えば、生命保険文化センター「平成 10 年度・生活保障に関する調査」によると、「公的年金があてにならない」と感じている割合は 73.9% である。
- (7) 生命保険文化センター出版「2000 年度版生命保険ファクトブック」によると、日本にある全生命保険会社の事業費率の平均は、平成 11 年度で 13.6%／3 兆 7954 億円、平成 10 年度・平成 9 年度はともに 13.3% となっている。
- (8) 厚生省大臣官房統計情報部平成 8 年「患者調査」によると、85851 人が入院しており、退院患者の在院期間に占める在院期間 6 日以下の割合は約 34%、在院期間 60 日以下の入院は約 88% となっており、在院期間 2 ヶ月以上および不詳分は約 12% となっている。つまり、入院患者の 3 割以上は 1 週間以内の短期入院で、さらに 9 割近くは 2 ヶ月以内の入院である。
- (9) 厚生省大臣官房統計情報部平成 8 年「患者調査」によると、年齢別受診率は 25～34 歳で 0.49%、35～44 歳で 0.58%、45～54 歳で 0.94%、55～64 歳で 1.58%、65～69 歳で 2.22%、70 歳以上で 5.02% である。
- (10) 月収 56 万円未満の場合は 6 万 3600 円。ただし、1 ヶ月の総医療費が 31 万 8000 円を超えたときは、この額を超えた分について 1% がさらに加算。詳しくは添付資料を参照。
- (11) (2) 家計収入及び (3) 家計支出の設定に関して。「夫の収入」及び「妻のパート収入」、「基本生活費」、「住居費」に関しては、総務省統計局の『家計調査平成 12 年年報』の統計表の第 7 表「世帯人員・世帯主の年齢階級別 1 世帯当たり年平均 1 ヶ月間の収入と支出（労働者世帯）」の値を、「教育費」については文部科学省の「子供の学習費調査」及び「学生生活調査」の値を参考とし、平均的な家計となるように設定した。
- (12) 社会保険料（現行制度の場合）と税金の金額について。厚生年金保険料は「標準報酬月額の 17.35% + ボーナスの 1% 労使折半」であり、健康保険料（政府管掌健康保険とする）は「標準報酬月額の 8.5% を労使折半 + ボーナスの 0.3%」であるから、これらの年収に対する保険料率は、

$$(1 - 0.24) \times (17.35\% + 8.5\%) \div 2 + (1.0\% / 2 + 0.3\%) \times 0.24 \cong 10.0\%$$

である。これに介護保険料や雇用保険料の負担も加えて社会保険料負担は 12% の負担とする。よって、社会保険料は  $550 \times 12.0\% = 66.0$  万円となる。税金は、

給与所得控除額  $550 \times 2.0\% + 54 = 164$  万円

所得控除額 261 万円

人的控除（基礎+配偶者+配偶者特別+扶養×2）190万円  
物的控除（社会保険料控除66万円+生命保険料控除5万円とする）71万円  
課税所得金額  $550 - 164 - 261 = 125$  万円  
所得税・住民税額  $125 \times 15\% \approx 19$  万円  
住民税については、前年の年収からのアップ分と所得控除額の違いが相殺されるものとする。

したがって、可処分所得  $550 - (66 + 19) = 465$  万円となる。

- (13) ライフデザイン研究所によると、『平成11年度版・企業年金白書』企業年金のうち「適格退職年金のみ」が52.3%と最も多く、次いで「厚生年金基金と適格退職年金との併用」21.4%、「厚生年金基金のみ」20.3%となっている。また、生命保険文化センター「平成10年度企業の福利厚生制度に関する調査」によると『適格退職年金』の給付平均は約70万円であり、「10年間支給」を中心とした有期年金が80%、終身年金は13.0%となっている。
- (14) 夫の収入に関しては、これまでのように年功序列で毎年確実に収入が増えるとは限らないが、とりあえず55歳までは年1.5%で上昇すると仮定した。また、一般に、収入の上昇とともに支払も増大すること、及び収入の増加が止まった後も急に支出レベルを落とすのは困難であることを踏まえと考え、定年を迎える60歳までは基本生活費及びその他の支出も年1.5%上昇するとした。
- (15) グループ保険は、企業が生命保険会社と契約し、加入者の募集や保険料の徴収などを企業が代行する分、保険料が安くなっている。定期保険や医療特約が中心。
- (16) 死亡保険金は、一時金で受け取ると相続財産とみなされ、相続税が課税される資産家でなければ税金はかかるないが、例えば『収入保障保険』などで死亡保険金を年金形式で受け取ると、毎年の年金額が雑所得となり税金がかかる。

### [コメント]

木村紀遵さんはこの科目を取ると同時にもう研究テーマが決まっていました。授業の最初のころの発表のときに、テーマ決定の次にはできるだけ具体例をあげて、あなたなりの切り口でまとめるように、という注文が出ていたものを、こうして膨大な、しかも自分なりの例を何段階かに分けて提示し、また与えられた条件に基づいて、さまざまなケースを考案し、まとめられました。木村さんは、医学部の勉強の他に、このような分野に以前から興味をもっておられたということですが、これは素人の域を越えていて、切実に人生設計と保険のあり方を考えている人にとって、とてもわかりやすい入門書となりうるでしょう。「第三章 おわりに」では、日本の社会保障の先行き不安な現状を分析し、その中でどうするべきかという著者としての見解を述べて、いずれ将来、否が応でもつけがまわってくるわれわれ一人一人がもっと関心と責任をもって自己の将来に積極的に関わっていくべきことを示唆して論を結ばれ、書式も統一がとれた力作であるといえます。(相浦玲子)